

第2章 防火对象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い

1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1－3表を参考とすること。

2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、各用途の性格に応じ主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

3 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又は二の号ごとに決定するものであること。同一項のイ、ロ、ハ又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

4 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

5 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 機能従属（第1－1図参照）

政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、第1－4表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

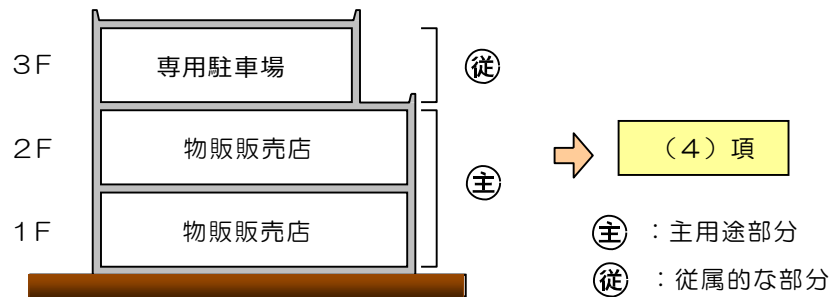
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

※アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第1－1表を参考とすること。

第1-1表

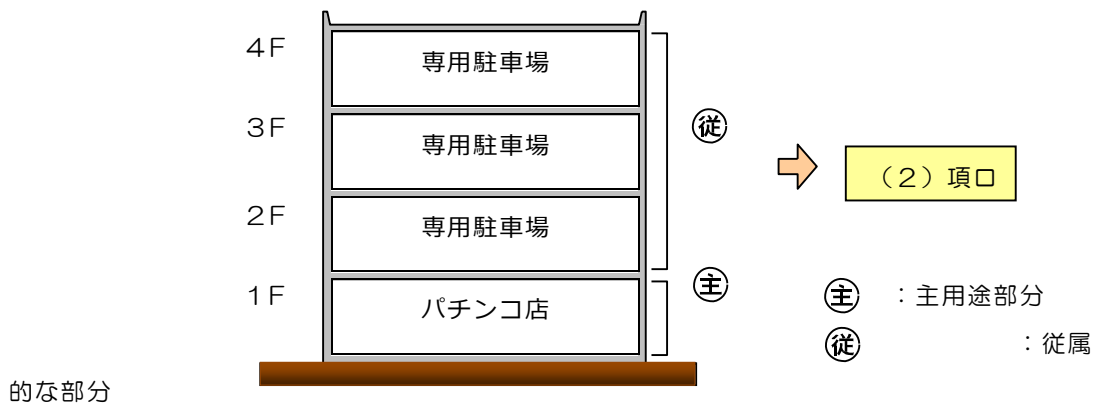
条 件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便する形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

(例1)

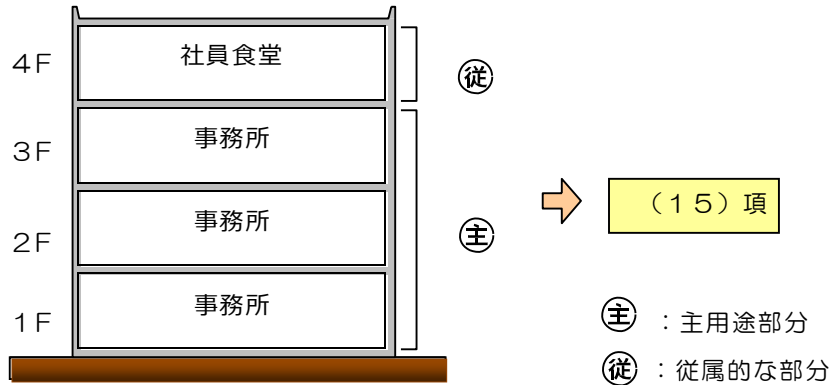


- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同じ
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じ又は密接な関係
- 従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

(例2)



(例3)



第1-1図

(2) みなし従属 (第1-2図参照)

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「(6)項ロ等」という。）を除く。（第1-3図参照）の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分。

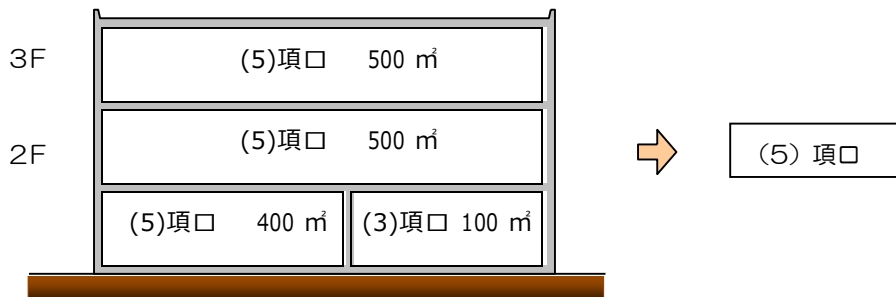
共用される部分の床面積の按分は次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(例4)

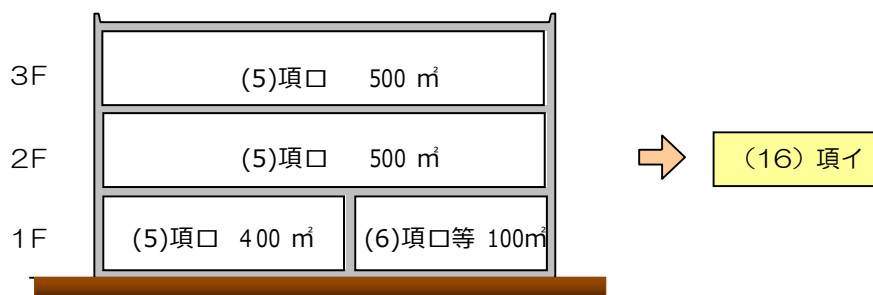


	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
主たる用途	(5)項ロ	1,400㎡	$1,400\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 93\%$
独立した用途	(3)項ロ	100㎡	$100\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 7\%$

○防火対象物の延べ面積のうち、主たる用途が 90%以上
かつ、
○主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が、300㎡未満

第1-2図

(例5)



第1-3図

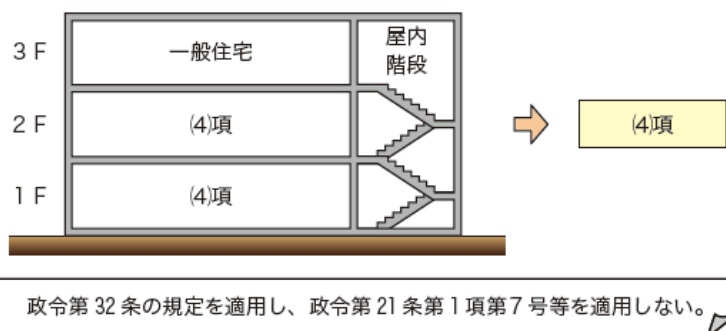
6 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うものであること。

（第1-2表参照）

なお、(2)により、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であって、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていない当該防火対象物は、政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものであること。（第1-4図参照）

- (1) 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(例6)



第1-4図

第1-2表

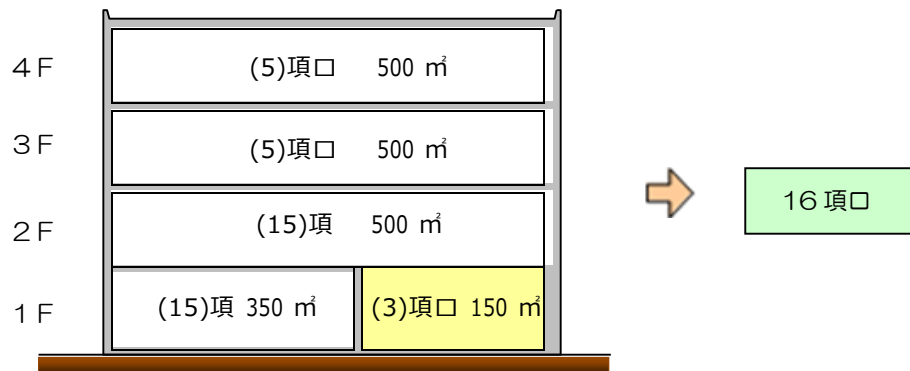
項 目	例 示	項
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住 宅</div> <div style="font-size: 2em;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">政令別表項 で50㎡以下 のもの</div> </div>		一般住宅
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住 宅</div> <div style="font-size: 2em;"><</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">政令別表項</div> </div>		政令別表項
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住 宅</div> <div style="font-size: 2em;">></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">政令別表項 で50㎡を超 えるもの</div> </div>		複合用途
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">住 宅</div> <div style="font-size: 2em;">≒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">政令別表項</div> </div>		複合用途

7 同一敷地内の一般住宅に附属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

8 前5(2)又は6により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途に供される部分(6)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。)が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(政令第2章第3節を適用する場合に限る。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。(第1-5図参照)

- (1) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。
- (2) 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(例7)



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5)項口	1,000 ㎡	1,000 ㎡ ÷ 2,000 ㎡ = 50%
	(15)項	850 ㎡	850 ㎡ ÷ 2,000 ㎡ ≒ 42%
特定用途部分	(3)項口	150 ㎡	150 ㎡ ÷ 2,000 ㎡ ≒ 8%

- 防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が 10%未滿かつ、
- 主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が 300㎡未滿

第1-5図

9 高架の工作物内に設ける防火対象物に付随する駐車用の供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。

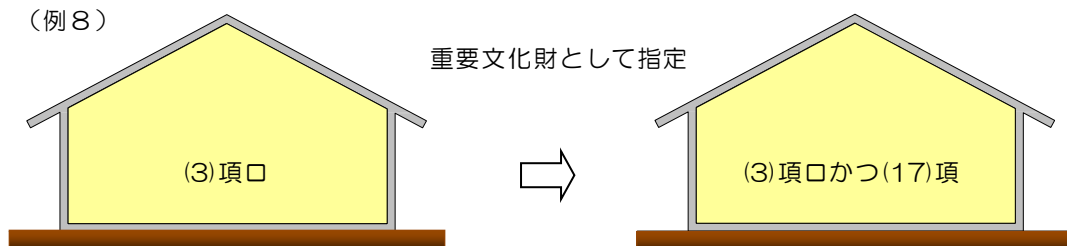
10 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

11 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前5(2)及び8を適用するものであること。

12 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

13 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。(第1-6図参照)

(例8)



第1-6図

第1-3表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種競技施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場 ・相撲場 ・競馬場 ・競輪場 ・競艇場 ・体育館 ・寄席 ・サーカス 	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1)項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、会堂に該当しないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館 ・文化会館 ・公民館 ・福祉会館 ・音楽室 ・貸ホール ・貸講堂 ・結婚式場 	<p>興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p>
(2)項イ	<p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ ・バー ・サロン ・ホストクラブ ・キャバクラ 	<p>1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月法律第122号。以下この項において「風営法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は、66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は、客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は、16.5㎡以上であること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項八	<p>せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又は、これに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又は、その映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営令第2条第6項第6号に規定するもの）</p> <p>店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見て面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを除く。）</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・のぞき部屋 ・出会い系喫茶 ・セリクラ 	
(2)項二	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットカフェ ・漫画喫茶 ・複合カフェ ・テレフォンクラブ ・個室ビデオ 	<p>1 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p> <p>2 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室がーしかないものは含まれないこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項二	<p>次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これらに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）</p>		<p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出ををする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>
(3)項イ	<p>1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視するべきものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料亭 ・割烹 	<p>一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>(3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。</p>
(3)項ロ	<p>飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶店 ・スナック ・食堂 ・そば屋 ・すし屋 ・レストラン ・ピアホール ・スタンドバー ・ライブハウス 	<p>1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(4)項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魚店 ・肉店 ・米店 ・パン店 ・乾物店 ・衣料店 ・洋服店 ・家具店 ・電気器具店等の小売店舗 ・店頭において販売行為を行う問屋 ・卸売専門店 ・営業用給油取扱所 ・スーパーマーケット ・レンタルショップ（貸しビデオCD店等） ・展示を目的とする産業会館 ・見本市会場 ・自動車販売展示場 ・コンビニエンスストア 	<p>1 卸売問屋は本項として取り扱うこと。</p> <p>2 レンタルショップは、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 展示室（ショールーム）のうちのすべての該当する場合は、(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。</p>
(5)項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保養所 ・ユースホステル ・ロッジ ・モーテル ・貸研修所の宿泊室 ・簡易宿泊所 ・青年の家 ・ラブホテル ・レンタルルーム 	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年7月法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p>
(5)項ロ	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寮 ・事業所専用の研修のための宿泊所 ・シルバーマンション ・ウィークリーマンション、マンスリーマンション 	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受け</p>

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(5)項口	<p>単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの。（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者専用賃貸住宅 ・小規模住居型児童養育事業を行う施設 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・共同生活援助のサテライト型住居 ・無料低額宿泊所（不特定多数の人が主として短い期間宿泊し、宿泊者等の入れ替わりが頻繁でない場合に限る。） 	<p>ている場合には、本項に該当するものであること。</p> <p>4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として、高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないもの。</p> <p>ただし、ケア付で自力避難困難者等の入居を主としている場合は、サービス提供の形態、居住者の自立の程度等を総合的に勘案し、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)として取り扱うこと。</p> <p>5 ウィークリーマンション、マンズリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うもの。</p> <p>ただし、シーツ、枕カバーの取り換え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イとして取り扱うこと。</p> <p>6 高齢者専用賃貸住宅であっても、有料老人ホームに該当するものは、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)の有料老人ホームとして取り扱うこと。</p> <p>7 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等（ファミリーホーム）において養育を行う事業をいう。</p> <p>なお、もっぱら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、(6)項口(3)又は(6)項ハ(3)に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>8 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項において同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この項において同じ。）その他の高齢者が日常生活を営む</p>

	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(5) 項口			<p>ために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。</p> <p>なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には(5) 項口として、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われる場合には、(6) 項口(1)又は(6) 項ハ(1)の有料老人ホームとして取り扱うこと。</p> <p>9 共同生活援助のサテライト型住居とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。</p>
(6) 項イ(1)	<p>本項に該当するものは、次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして消防法施行規則第5条第3項に定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 	<p>特定診療科名とは、消防法施行規則第5条第4項に掲げる診療科名以外で避難が困難であると考えられる内科、整形外科、リハビリテーション科等をいう。(6) 項イ(2)についても同様)</p>
(6) 項イ(2)	<p>1 本項に該当するものは次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。(6) 項イ(3)についても同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所(クリニック) 	<p>1日平均入院患者数が年間を通じて1未満のものは(6) 項イ(3)として扱う。</p>
(6) 項イ(3)	<p>本項に該当するものは、(6) 項イ(1)に掲げるものを除く病院及び同項(2)に掲げるものを除く患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所(クリニック) ・有床助産所 	

	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(6)項イ(3)	産所		
(6)項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	<ul style="list-style-type: none"> ・無床診療所 (クリニック) ・無床助産所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。 2 保健所は、(15)項として取り扱うこと。
(6)項ロ(1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3) 2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の4) 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5) 4 有料老人ホーム(「避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるもの」に限る)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設をいう。 (参考：老人福祉法第29条) 5 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーション、その他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう 6 老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。) ・老人短期入所施設 ・小規模多機能型介護事業施設 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。) ・認知症高齢者グループホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるもの」とは、消防法施行規則第5条第5項に規定する要介護区分者が入居(宿泊)定員の半数以上となるものをいう。 2 上記の判定は、入居(宿泊)者の区分に関する資料の提出等を求め、3ヶ月以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認し、宿泊サービスの提供が常態化している等、実情に応じて判断すること。(類似業態で該当用途例以外の施設においても同様に扱うこと。) 3 名称から一律に判定することとせず、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業業態、サービス内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案したうえで判断すること。 4 老人保健施設に係る老人法の規定は、介護保険法施行法(平成9年12月17日法律第124号)により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。

	定 義	該当用途例	補 足 事 項
	<p>7 認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の助を行なう事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p>		
(6)項口(2)	<p>救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(参考：生活保護法第38条第2項)</p>		
(6)項口(3)	<p>乳児院とは、乳児(健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。)を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)</p>		
(6)項口(4)	<p>障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立に必要知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第42条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉型障害児入所施設 • 医療型障害児入所施設 	
(6)項口(5)	<p>1 障害者支援施設(「避難が困難な障害者を主として入所(宿泊)させるものに限る。」)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設(障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。)をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者ケアホーム(避難が困難な要障害者を主として入所させるものに限る。) • 共同生活介護施設(避難が困難な要障害者を主として入所させるものに限る。) 	<p>1 「避難が困難な障害者を主として入所(宿泊)させるもの」とは、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割を越えるものをいう。</p> <p>2 上記の判定は、入所(宿泊)者の区分に関する資料の提出等を求め、3ヶ月以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認し、宿泊サービスの提供が常態化している等、実情に応じて判断すること。(類似業態で該当用途例以外の施設においても同様に扱うこと。)</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口(5)	<p>2 短期入所を行なう施設（「避難が困難な障害者を主として入所（宿泊）させるもの」に限る）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）</p> <p>3 共同生活援助を行なう施設（「避難が困難な障害者を主として入所（宿泊）させるもの」に限る）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を行うべき住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）</p>		
(6)項ハ(1)	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を合わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の2の2）</p> <p>2 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。（参考：老人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホームA型 ・軽費老人ホームB型 ・ケアハウス ・老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館 ・老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館 ・在宅介護支援センター 	<p>1 入所施設等で本項に該当するものは、消防法施行規則第5条第5項に規定する要介護区分者が入居（宿泊）定員の半数未満となるものをいう。</p> <p>2 上記の判定は、入居（宿泊）者の区分に関する資料の提出等を求め、3ヶ月以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認し、宿泊サービスの提供が常態化している等、実情に応じて判断すること。（類似業態で該当用途例以外の施設においても同様に扱うこと。）</p> <p>3 名称から一律に判定することとせず、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業業態、サービス内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等を十分に把握し、</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ(1)	<p>福祉法第20条の6)</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第20条の7)</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第20条の7の2)</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（(6)項口(1)に掲げるものを除く）をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第29条)</p> <p>(参考：児童福祉法第44条の2)</p> <p>6 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第5項)</p>		<p>総合的に火災危険性を勘察したうえで判断すること。</p> <p>4 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。</p> <p>5 経費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>6 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。</p> <p>7 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>8 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。</p> <p>9 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。※宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。</p> <p>10 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（(15)項として取扱う。）</p> <p>11 有料老人ホームとは、介護サービス等（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）を提供するサービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）を含むものとする。</p>
(6)項ハ(2)	<p>更生施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：生活保護法第38条第3項)</p>		

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(6)項ハ(3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条)</p> <p>2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※託児所が保育上必要な施設(乳児室、保育室等)を一部でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育数に関わらず保育所に含まれる。(児童福祉法第39条)</p> <p>3 一時預かり事業を行う施設とは、児童福祉法第6条の3第7項に定める施設をいう。</p> <p>4 家庭的保育事業を行う施設とは、児童福祉法第6条の3第9項に定める施設をいう。</p> <p>5 児童養護施設とは、乳児を除く保護者の居ない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第41条)</p> <p>6 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条)</p> <p>7 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条の2第1項)</p> <p>8 虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認可外保育施設 ・家庭保育室 ・事業所内保育所 ・ベビーホテル ・認定こども園 ・一時預かり事業を行う施設 ・家庭的保育事業を行う施設 ・幼保連携型認定こども園 ・児童相談所(相談窓口のみを扱う場合15項とする。) 	<p>1 家庭保育室とは、認可保育所並の居室面積基準など一定の基準を満たした施設を市が指定したもので、市との契約に基づき乳幼児の保育を受託している施設をいう。</p> <p>2 事業所内保育所とは、事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業を行っているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。</p> <p>3 ベビーホテルとは、次の条件のうち、いずれか1以上に該当するもので、他の分類に含まれないもの (1)午後8時以降の保育を行っているもの。 (2)児童の宿泊を行う保育を行っているもの。 (3)時単位で児童の預かりを行っているもの。</p> <p>4 認定こども園とは、就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定を受けた施設をいう。</p> <p>5 虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年6月11日法律第74号)により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。</p> <p>6 宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない。(15)項として取扱う。)</p>

	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(6)項ハ(3)	増進を図ることを目的とする施設をいう。		
(6)項ハ(4)	<p>1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。</p> <p>2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。</p> <p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(児童福祉法第6条の2の2第2項)</p> <p>4 児童発達支援施設とは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自立に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条)</p> <p>5 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条の2)</p> <p>6 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法(昭和22年法律第26号第1条)に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第4項)</p>	<p>・こども家庭支援センター</p> <p>・放課後等デイサービス</p>	
(6)項ハ(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は、低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教育の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に	<p>・身体障害者福祉ホーム</p> <p>・知的障害者福祉ホーム</p> <p>・精神障害者福祉ホーム</p>	

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(6)項ハ⑤	<p>供与する施設をいう。 (参考：身体障害者福祉法第31条)</p> <p>2 障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立支援及び就労移行支援を行う施設(のぞみの園及び児童福祉施設を除く。)をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項)</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を言う。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項)</p> <p>5 短期入所(主として障害の程度が重い者を入所させる者を除く。)を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)</p> <p>6 共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)とは、障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の便宜を供与するための施設のうち、(6)項口に定めるもの以外のものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者ケアホーム 1 自立訓練(機能訓練)事業所 2 自立訓練(生活訓練)事業所 • 就労継続支援(A型)事業所 • 就労継続支援(B型)事業所 • 障害者グループホーム 	<p>1 入所施設等で本項に該当するものは、障害支援区分4以上の者が当該施設の全入所者の概ね8割未満ものをいう。</p> <p>2 上記の判定は、入所(宿泊)者の区分に関する資料の提出等を求め、3ヶ月以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認し、宿泊サービスの提供が常態化している等、実情に応じて判断すること。(類似業態で該当用途例以外の施設においても同様に取り扱うこと。)</p> <p>3 身体障害者福祉センターA型(都道府県又は指定都市が設置するもの)、身体障害者福祉センターB型(市又は社会福祉法人が設置するもの)、在宅障害者デイサービス施設、障害者更正センター(障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設)</p> <p>4 自立訓練(機能訓練)事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>5 自立訓練(生活訓練)事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>6 就労継続支援(A型)事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> <p>7 就労継続支援(B型)事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> <p>8 障害者グループホームとは、障害者のうち、障害程度区分1以下の者を対象とし、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ(5)	<p>7 自立訓練事業を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)</p> <p>8 就労移行支援事業を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)</p> <p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)</p> <p>10 共同生活援助を行う施設とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)</p>		

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(6)項二	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		<p>幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>
(7)項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>9 その他これらに類するものは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校 ・警察学校 ・理容学校 ・美容学校 ・洋裁学校 ・外語学校 ・料理学校 ・自衛隊学校 ・看護学校 ・看護助産学校 ・臨床検査技師学校 ・コンピューター学校 ・予備校 ・学習塾 	<p>1 学校教育法（昭和22年3月法律第26号）では、専修学校は、修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 個人教授的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う。（そろばん、書道塾等）</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(8)項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土館 ・記念館 ・画廊 ・視覚障害者情報提供施設 	<p>視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録音物その他各種情報を記録した物であって、もっぱら視覚障害者の利用に供する施設。(図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。)</p>
(9)項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、埼玉県公衆浴場法施行条例(平成20年埼玉県条例第19号)第5条に規定する「その他の公衆浴場」のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの。</p> <p>(2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。</p> <p>(3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソープランド ・サウナ浴場 ・スーパー銭湯 ・健康ランド ・ラドンセンター 	<p>1 公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年7月法律第139号)第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。</p> <p>2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。</p>
(9)項ロ	<p>(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場とは、埼玉県公衆浴場法施行条例第2条に規定する「一般公衆浴場」をいうものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銭湯 ・鉱泉浴場 ・砂湯 	<p>1 一般公衆浴場とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。</p> <p>2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱うこと。</p>

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11)項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿 ・幣殿 ・拝殿 ・社務所 ・本堂 ・客殿 ・礼拝堂 ・庫裏 	<p>1 一般的に、宗教法人法（昭和26年4月法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p> <p>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。</p>
(12)項イ	<p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配専門ピザ屋 ・給食センター 	
(13)項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年6月法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により断続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車で、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、2輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は125cc以下、その他のものにあっては50cc以下</p> <p>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、2輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.0kW以下、その他のものにあっては0.6kW以下</p> <p>2 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については（15）項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。</p>
(13)項ロ	<p>飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。</p>		
(14)項	<p>倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(15)項	<p>前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。</p> <p>事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署 ・銀行 ・事務所 ・取引所 ・理容室、美容室 ・ラジオスタジオ ・発電所、変電所 ・火葬場 ・ゴルフ練習場 ・卸売市場 ・写真館 ・保健所 ・新聞社 ・郵便局 ・研修所 ・クリーニング店 (取次店に限る。) ・職業訓練所 ・動物病院 ・モデル住宅 ・車検場 ・自動車教習所 ・駐輪場 ・スイミングクラブ ・テニスクラブ ・マッサージ (個室含む。) ・エステ ・葬祭場 ・セレモニーホール ・学童保育クラブ ・地区集会場等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて、同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。 5 風俗営業の規制を受けず、（省令第5条第1項に規定するものを除く。）各項に該当しないものについては、原則(15)項で取り扱うが、用途の判定にあたっては名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることに留意すること。 6 地区集会所等とは、次に掲げる全ての要件を満たしているものが該当する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治会等が管理する集会場等で、利用者は概ね地域住民に限られる。 (2) 不特定多数の者を集めて、演芸や映画などの催しを開催しない。 (3) 集会室などに客席用の固定いすが設置されていない。
(16)項イ			政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又は二に分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにおいて(16)項として取り扱うこと。
(16)項ロ			政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又は二に分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにおいては(16)項として取り扱うこと。
(16の2)項	<p>地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は、当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。 ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。

項	定義	該当用途例	補足事項
(16の3)項			<p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務所等）は地下街に含まれないものであること。</p> <p>準地下街の範囲は、次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。</p>
(17)項	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつ</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塙等が含まれるものであること。</p>

項	定 義	該当用途例	補 足 事 項
(17)項	<p>て歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。</p>		
(18)項	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。</p>		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。</p>
(19)項	<p>本項は、市町村長の指定する山林をいう。</p>		<p>山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。</p>
(20)項	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年3月法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5 t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年3月法律第65号）、軌道法（大正10年4月法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係留中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶総トン数20 t未満の漁船でもっぱら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和61年12月法律第92号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和62年3月運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年9月運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和29年4月運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若し</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(20)項			<p>くは荷扱いのため乗務する係員の車室。</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和26年7月運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては、5kg、猟銃雷管にあつて2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年9月政令第306号）別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年9月総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年11月運輸省令第3号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年12月運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>

第1-4表

区 分	(イ) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(ロ) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(ハ) 密接な関係を有する部分	
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月14日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す（以下同じ。）。
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2)項イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、客席、ダンスフロアー、舞台部	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室、	託児所、専用駐車場、売店、クローク		
(2)項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、売場、シャワー室		
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5)項ロ	居室、寢室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。

区 分	(イ) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(ロ) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(ハ) 密接な関係を有する部分	
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロツカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9)項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態に関わりなく本項に該当する。
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客室、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		

区 分	(イ) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考	
		(ロ) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(ハ) 密接な関係を有する部分		
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示場、			
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態(固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する(以下、本項において同じ。) 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	市民センター、文化センター、児童館、老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研修室	事務室、教会、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項口の用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。

第2 収容人員の算定

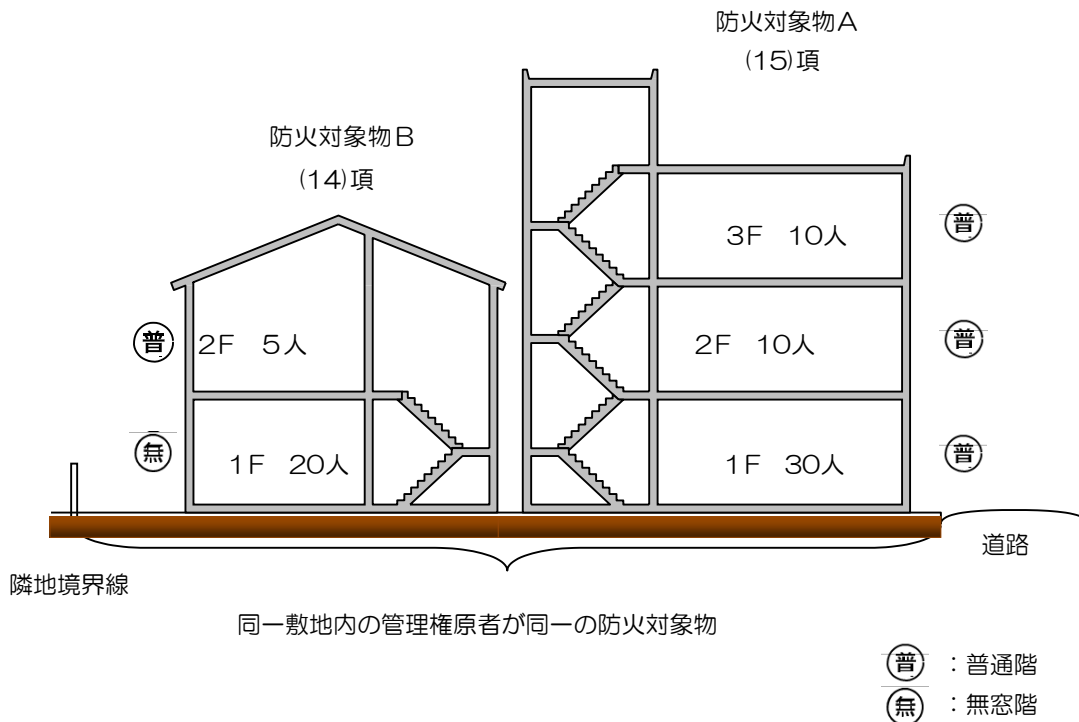
収容人員の算定は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）又は、当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと。

（第2-1図参照）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。

（例1）



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防火管理者	A	(15)項	棟収容人員 50 人	75 人
		B	(14)項	棟収容人員 25 人	
政令第24条	非常警報設備	A	(15)項	棟収容人員 50 人	
		B	(14)項	階収容人員（1階・無窓階）20 人	
政令第25条	避難器具	A	(15)項	階収容人員（3階）10 人	

第2-1図

2 共通の取り扱い

(1) 「従業者」の取り扱いは、次によること。

- ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。
ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として取り扱わない。
- イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としないこと。
ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
- ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- エ 階収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務するものについては当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。
ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

(2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取り扱いは、次によること。（第2-2図参照）

- ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り捨てるものであること。（3(4)アを除く。）
- イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(例2)

(4)項：延べ面積 474㎡



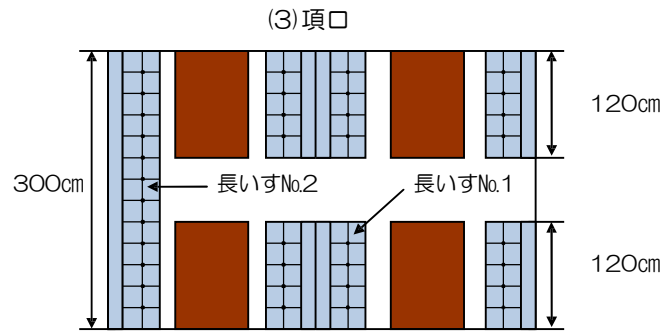
収容人員の算定（(4)項に掲げる防火対象物）

従業者の数：4人
 売場（主として従業者以外の者の使用に供する部分）の床面積： $350 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 = 87.5 \rightarrow 87$ 人
 合計：4人+87人=91人

第2-2図

- (3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファー等、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。
- (4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。（第2-3図参照）

(例3)

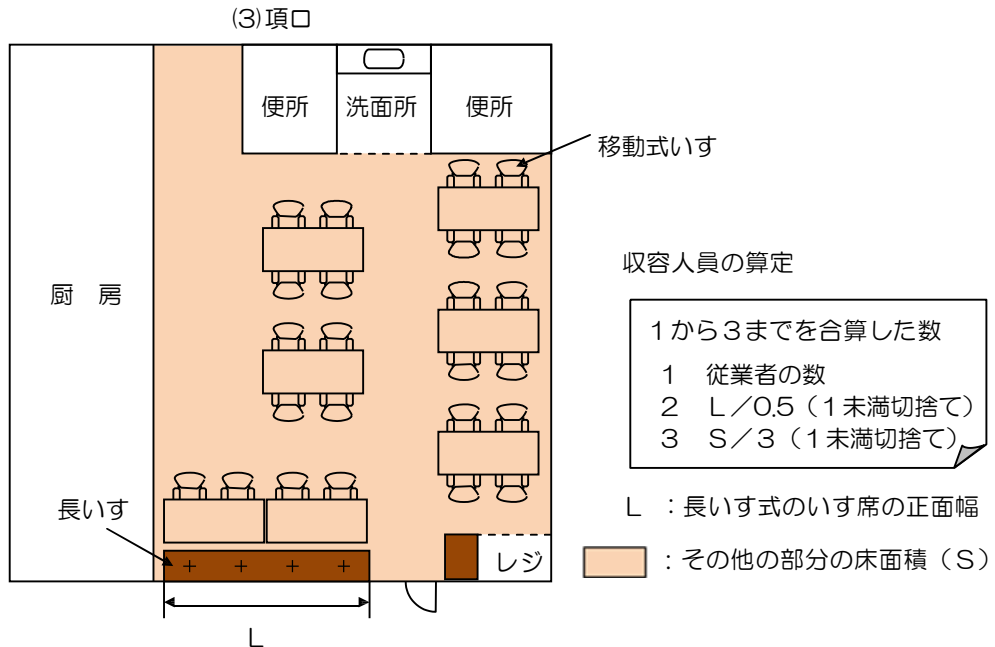


収容人員の算定 ((3) 項に掲げる防火対象物)

従業者の数：4人
 客席の部分：長いすの正面幅（長いす式のいす席の正面幅÷0.5m（1未満切捨て））
 ○長いすNo.1：1.2m÷0.5m=2.4→2人 2人席×6=12人
 ○長いすNo.2：3.0m÷0.5m=6.0→6人
 合計：4人+12人+6人=22人

第2-3図

(参考) 長いす式のいす席と移動式のいすが混在する場合の算定方法



3 政令別表第1の各項ごとの取り扱い

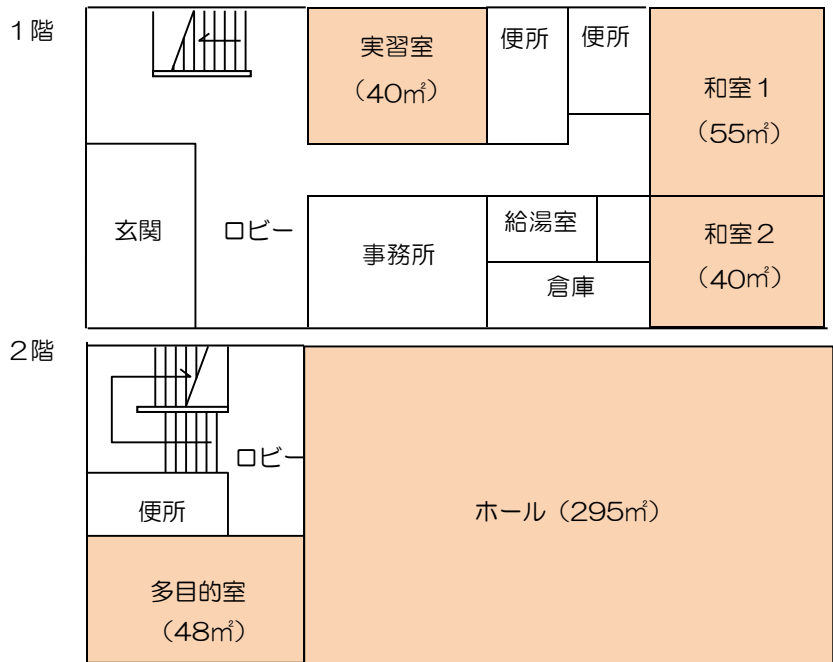
(1) (1)項に掲げる防火対象物

ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」として0.5㎡で除して算定すること。

(参考) (1)項に掲げる防火対象物の算定方法

客席の部分（1から4までを合算した数）	
従業員の数 +	1 固定式のいす席の数
	2 長いす式のいす席の正面幅÷0.4m（1未満切捨て）
	3 立見席部分の床面積÷0.2㎡
	4 その他の部分の床面積÷0.5㎡

公民館（(1)項口）の算定例



従業者の数：3人（階別収容人員は、事務所の存する1階とする）

+

客席の部分（その他の部分の床面積÷0.5㎡）

○1階：270人

室名	床面積	収容人員
実習室	40㎡	40㎡÷0.5㎡ = 80人
和室1	55㎡	55㎡÷0.5㎡ = 110人
和室2	40㎡	40㎡÷0.5㎡ = 80人

○2階：686人

室名	床面積	収容人員
多目的室	48㎡	48㎡÷0.5㎡ = 96人
ホール	295㎡	295㎡÷0.5㎡ = 590人

(2) (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

(ア) ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の床面積を0.5㎡で除して得た数とする。

イ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーの機械器具を使用して「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができるものの数」を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

エ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

オ ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、「その他の部分」として3㎡で除して算定すること。

(参考) (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の算定方法

(遊技場)

1及び2を合算した数

従業者の数 + { 1 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
2 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分
(1) 固定式のいす席の
(2) 長いす式のいす席の正面幅÷0.5m (1未満切捨て)

(その他のもの)

客席の部分 (1から3までを合算した数)

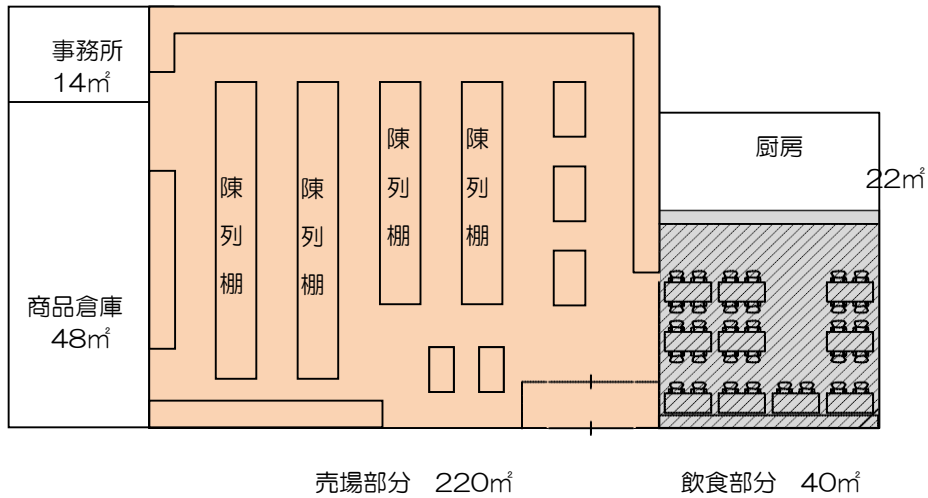
従業者の数 + { 1 固定式のいす席の数
2 長いす式のいす席の正面幅÷0.5m (1未満切捨て)
3 その他の部分の床面積÷3㎡

(3) (4)項に掲げる防火対象物 (第2-4図参照)

ア 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定いす又は固定的なものがある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

イ 売場内のショーケース等を置いている部分は、「従業者以外の者が使用する部分」として取り扱うこと。

(例4)



収容人員の算定 (4) 項に掲げる防火対象物)

従業者の数：4人
飲食又は休憩の用に供する部分の床面積： $40 \div 3 \text{ m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人
売場（主として従業者以外の者の使用に供する部分）の床面積： $220 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 = 55 \rightarrow 55$ 人
合計：4人+13人+55人=72人

第2-4図

(参考) (4) 項に掲げる防火対象物の算定方法

主として従業者以外の者の使用に供する部分 (1 及び 2 を合算した数)

従業者の数 + { 1 飲食又は休憩の用に供する部分の床面積 $\div 3 \text{ m}^2$
2 その他の部分の床面積 $\div 4 \text{ m}^2$

(4) (5) 項に掲げる防火対象物

ア 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

イ 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

ウ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

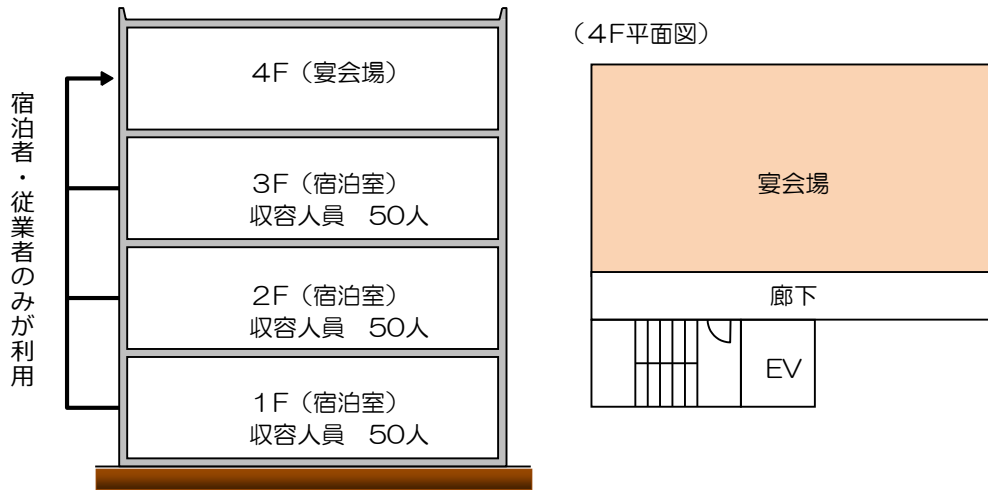
エ 1の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室の部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなのは、この限りでない。

オ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者、従業者別に算定した者に限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

ただし、政令第24条及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。(第2-5図参照)

(例5)



- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150 人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第 24 条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第2-5図

カ 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの、棚数をベッド数とみなして算入すること。

(参考) (5) 項イに掲げる防火対象物の算定方法

1及び2を合算して算定する。

従業者の数 + {

- 1 宿泊室ごとに(1)及び(2)を合算した数
 - (1) 洋室の宿泊室 当該宿泊室にあるベッドの数
 - (2) 和室の宿泊室 当該宿泊室の床面積÷6㎡
(簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊させるもの÷3㎡)
- 2 集会、飲食又は休憩の用に供する部分で、(1)から(3)までを合算した数
 - (1) 固定式のいす席の数
 - (2) 長いす式のいす席の正面幅÷0.5m (1未満切捨て)
 - (3) その他の部分の床面積÷3㎡

キ 共同住宅の居住者数は、第2-1表の住戸のタイプ別算定居住者数により算定すること。
ただし、竣工後は実態に即して見直しを行なうこと。

第2-1表

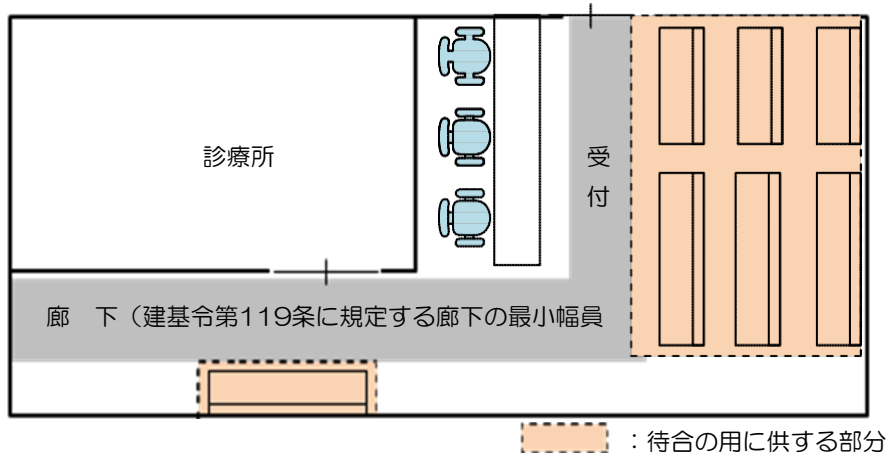
住戸のタイプ	2DK以下	2LDK・3DK	3LDK以上
算定居住者数	2人	3人	4人

(5) (6)項イに掲げる防火対象物

ア 病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。

イ 病院等で、料金の精算及び診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定する。(第2-6図参照)

(例6)



※建基令第119条(廊下の幅)

廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
病院における患者用のもの	1.6m	1.2m

第2-6図

ウ 病院等で大規模な食堂等の部分は、「待合室」の例により算定する。

エ 病院が和室の場合は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

(参考) (6)項イに掲げる防火対象物の算定方法

1及び2を合算して算定する。

医師、歯科医師、助産師、薬剤師、 看護師その他の従業者の数	+	{	1 病室内にある病床の数 2 待合室の床面積 ÷ 3㎡
----------------------------------	---	---	--------------------------------

(6) (7)項に掲げる防火対象物

階収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 教職員及び児童、生徒又は学生が移動して使用する特別教室（講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室及びこれらに類する用に供するもの。）については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数とを合算すること。

(参考) (7)項に掲げる防火対象物の算定方法

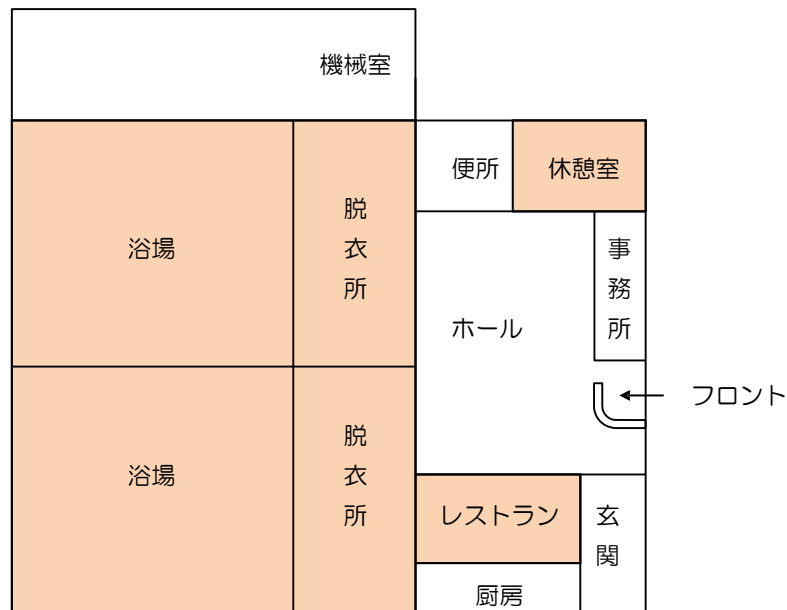
教職員の数 + 児童、生徒又は学生の数

(7) (9)項に掲げる防火対象物

ア 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に付属するレストラン、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。（第2-7図参照）

イ 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

(例7)



：浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分

第2-7図

(参考) (9)項に掲げる防火対象物の算定方法

従業員数の数 + 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積 ÷ 3㎡

(8) (10)項の防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、

(参考) (10)項に掲げる防火対象物の算定方法

従業員数の数

売店等の従業者を含めること。

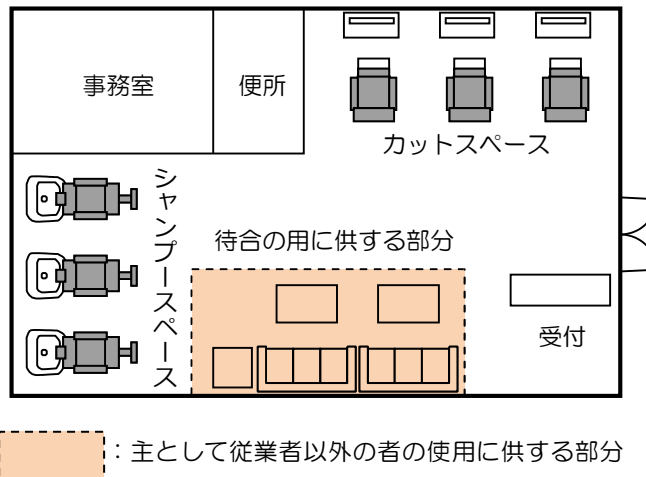
(9) (15)項の防火対象物

ア 理容院、美容院の収容人員の算定に際して、理容・美容のためのいすの数、待合の用に供するいすの数の合算ではなく、「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の床面積を 3m^2 で除して得た数とすること。(第2-8図参照)

イ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として、床面積に算入すること。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

(例8)



第2-8図

(参考) (15)項に掲げる防火対象物の算定方法

従業者の数 + 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積 $\div 3\text{m}^2$

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取り扱いは、次によること。

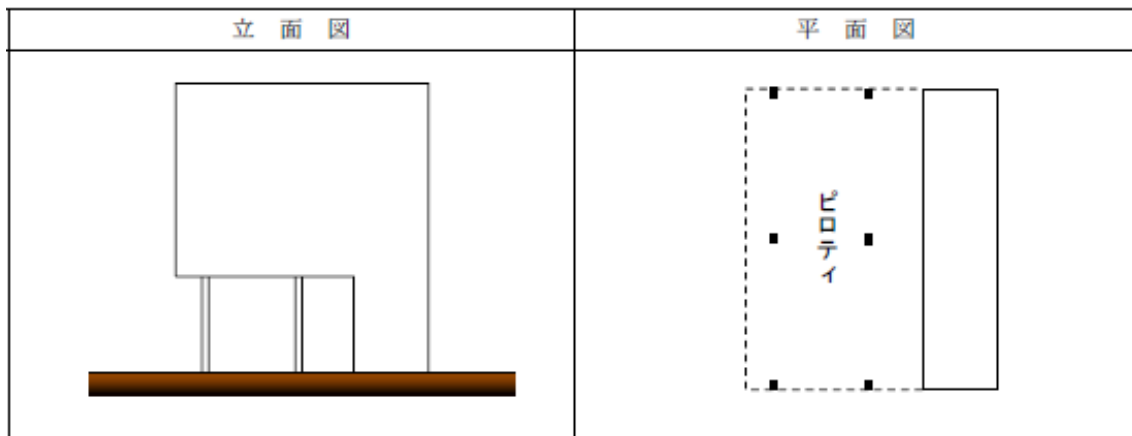
1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は床面積に算入しない。

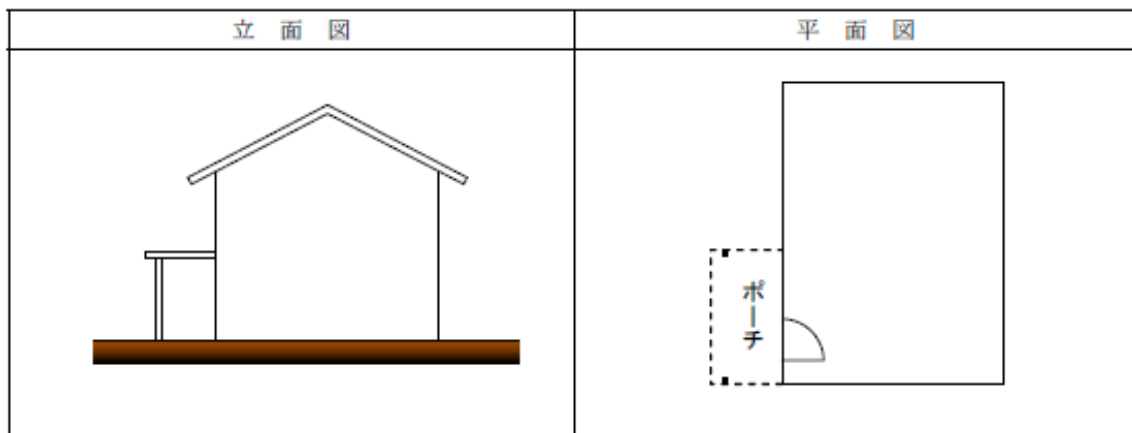


第3-1図

(2) ポーチ（第3-2図参照）

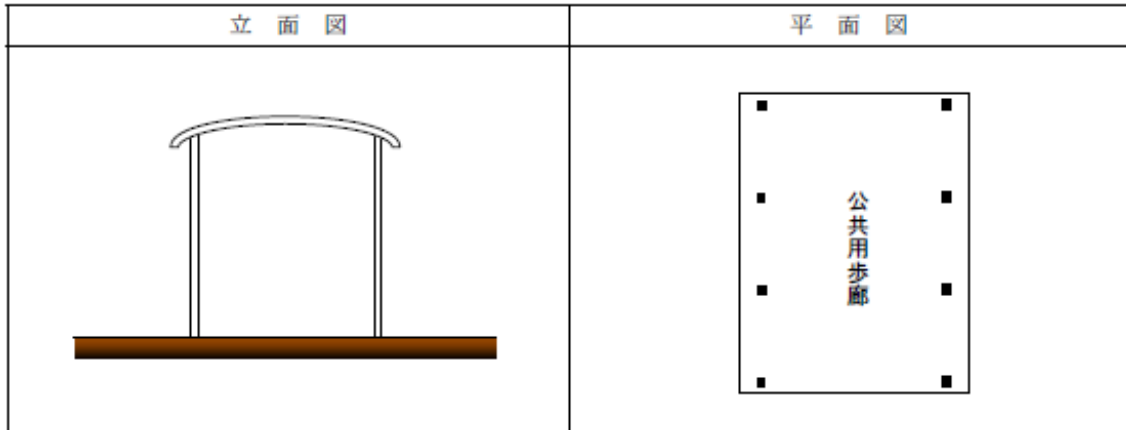
原則として床面積に算入しない。

ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。



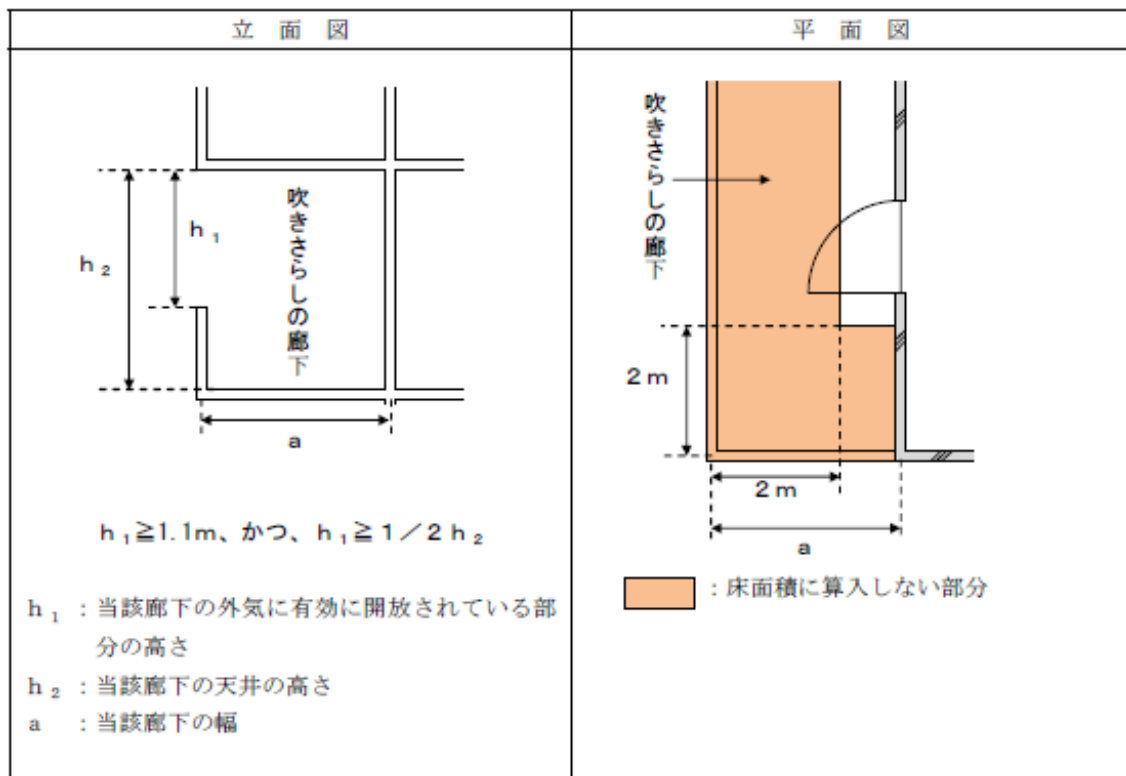
第3-2図

- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3-3図参照）
ピロティに準ずる。



第3-3図

- (4) 吹きさらしの廊下（第3-4図参照）
外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。



第3-4図

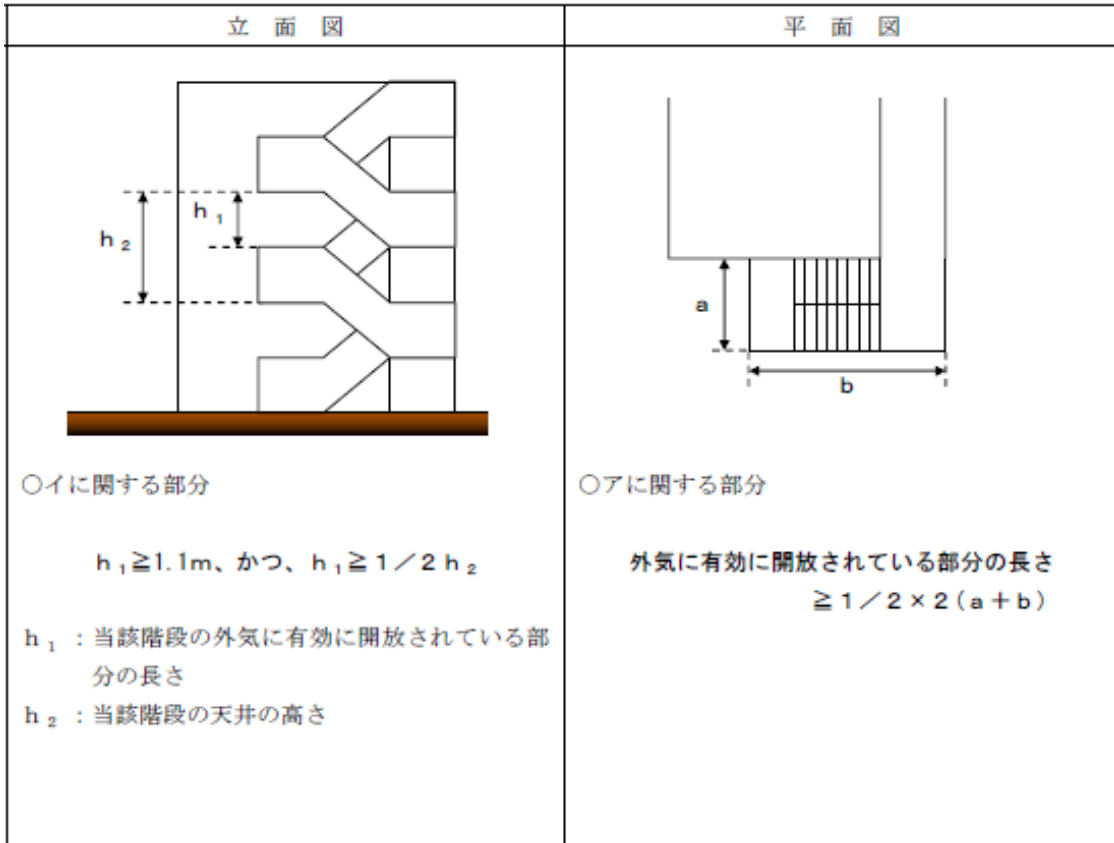
- (5) バルコニー・ベランダ
吹きさらしの廊下に準ずる。

(6) 屋外階段（第3-5図参照）

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが 1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。



第3-5図

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。

イ 周囲の外壁面から水平距離 50cm以上突き出していないこと。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台 15㎡を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。

なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

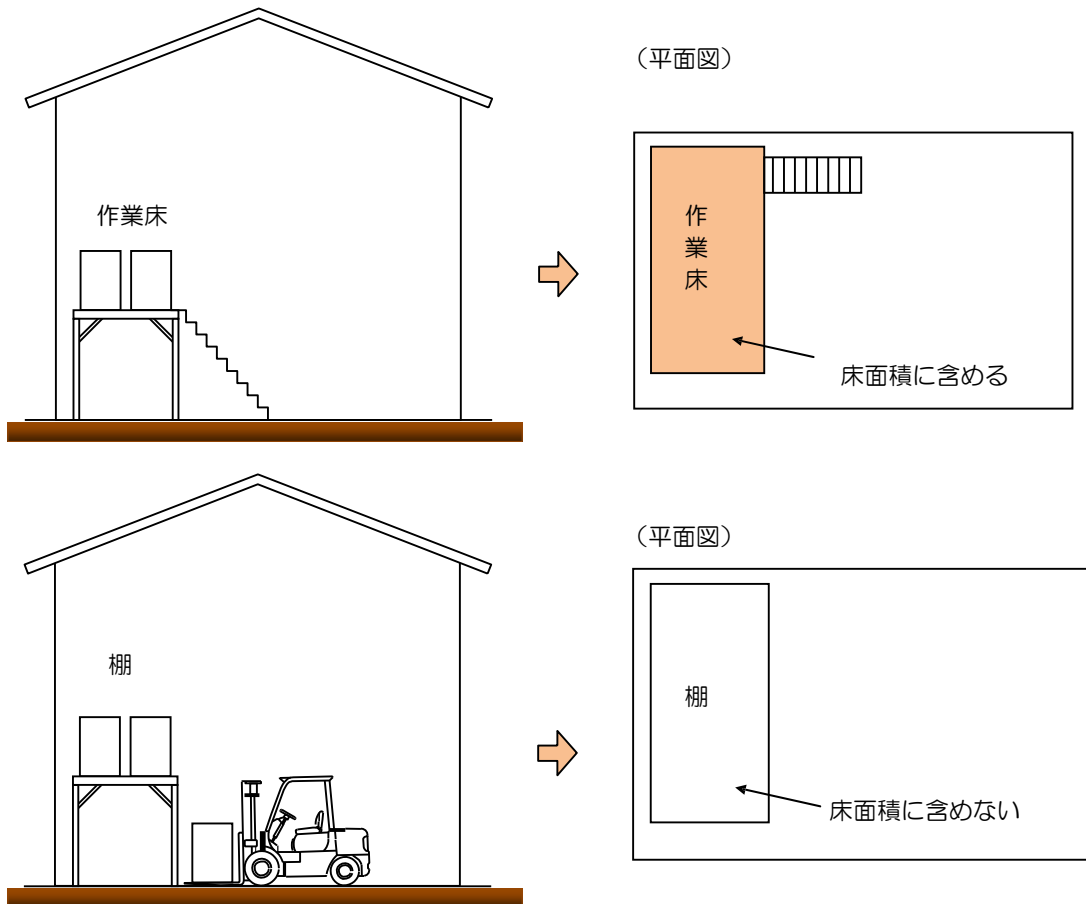
原則として、床面積に算入する。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法令によるほか、次によること。

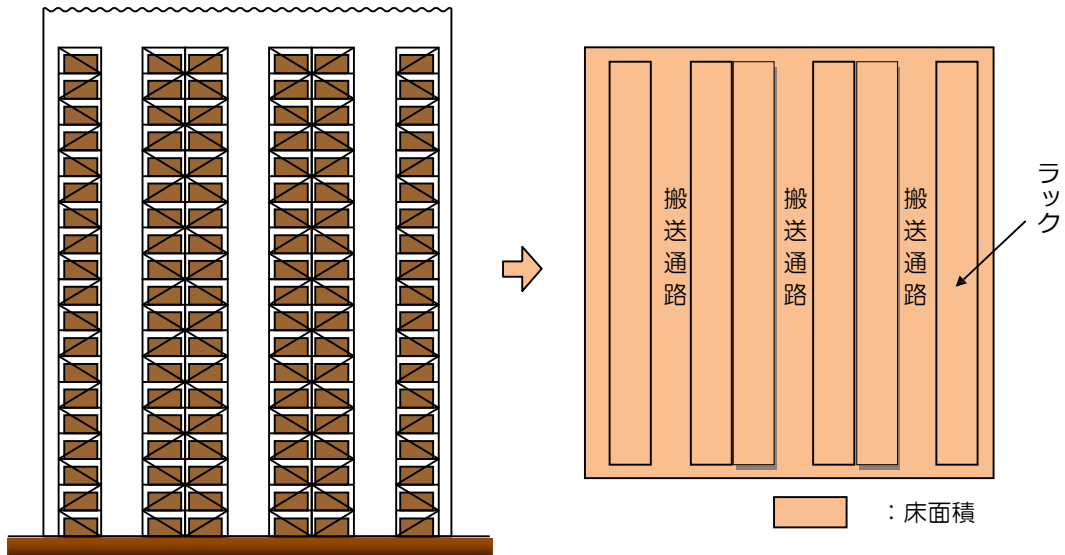
- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。（第3-6図参照）



第3-6図

(2) ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次によること。

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(2)において同じ）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。（第3-7図参照）



第3-7図

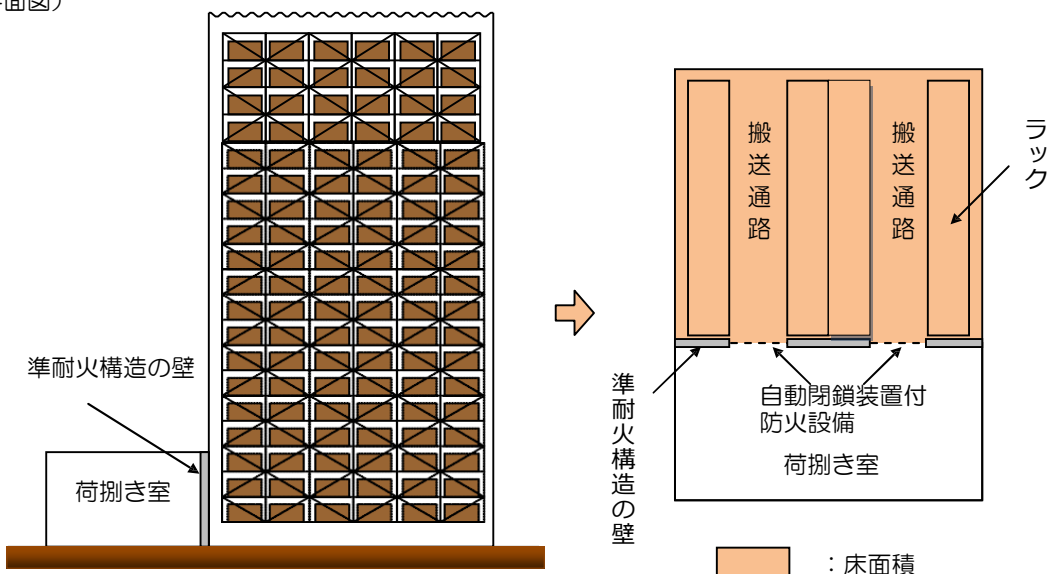
イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第3-8図参照）

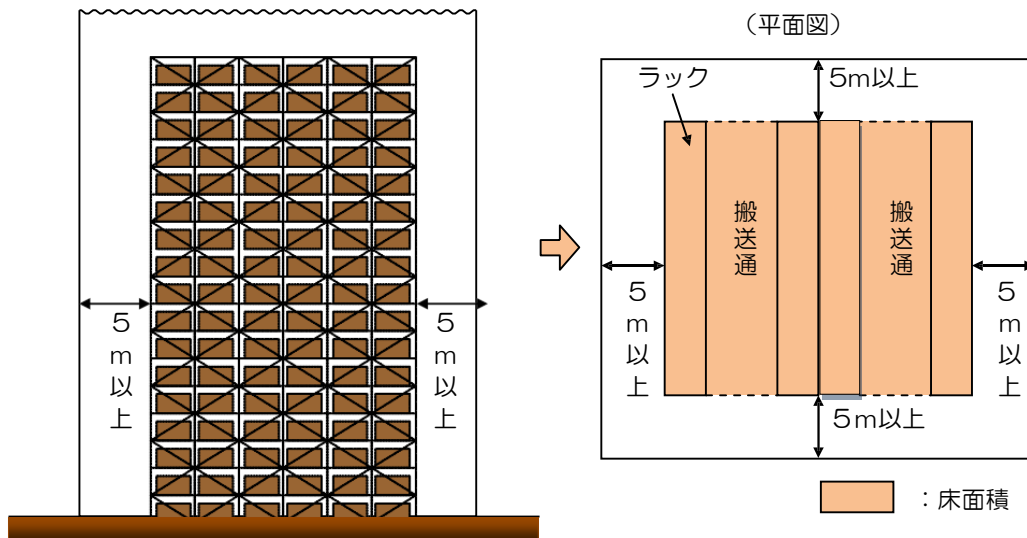
この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの。

(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの。

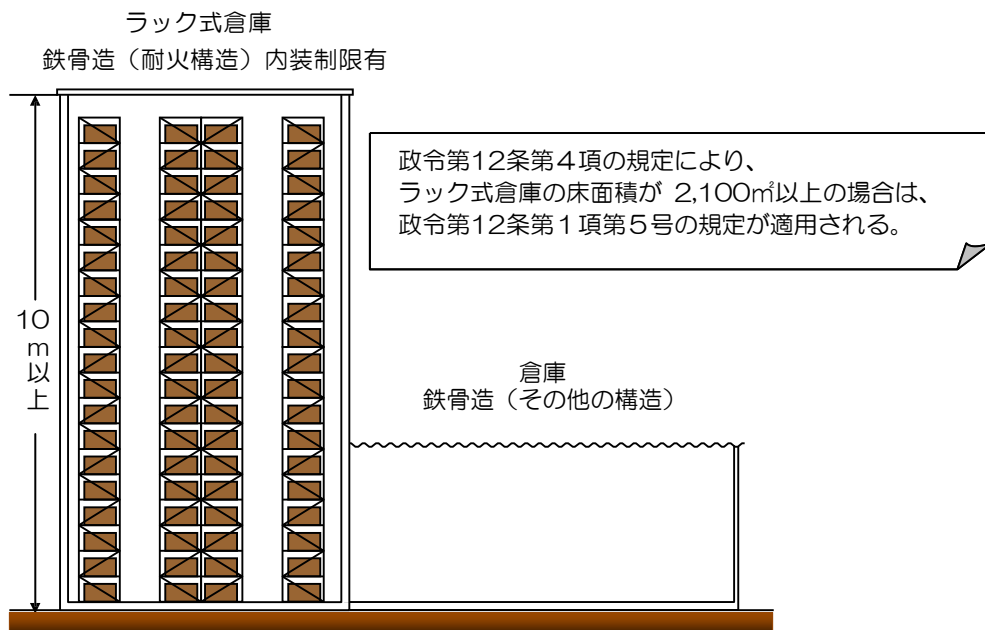
(平面図)





第3-8図

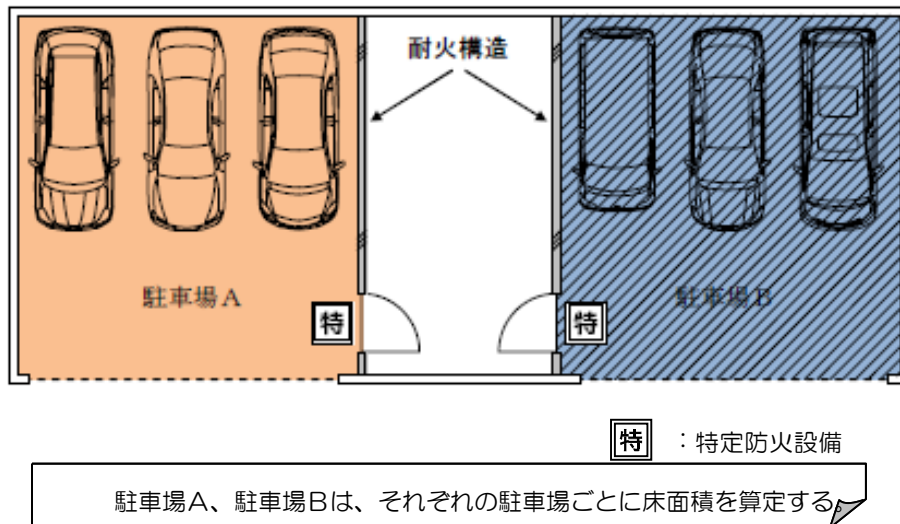
ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。（第3-9図参照）



第3-9図

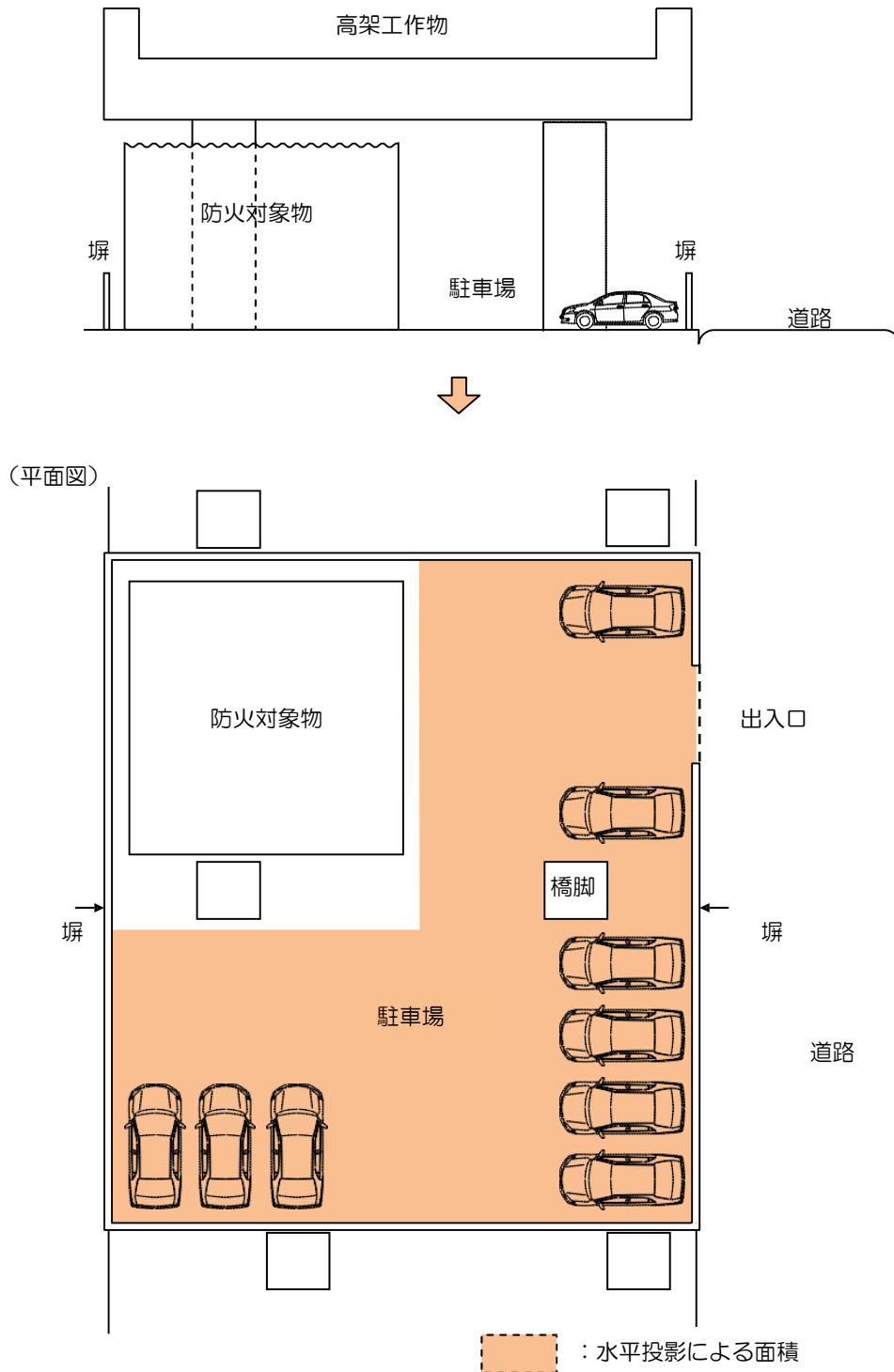
- エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。
- オ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

- (3) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。
- ア 車路は、床面積に算入するものであること。
ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
 - イ 建基法令上、駐車場として扱わない部分であっても、貨物の積卸しを行う部分は、床面積として算定する。
 - ウ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。（第3-10 図参照）



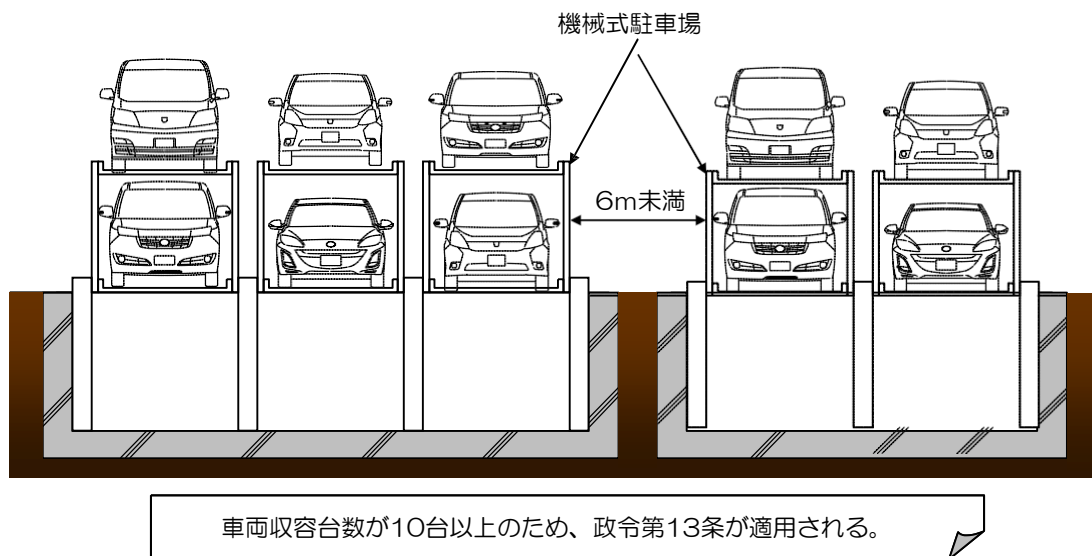
第3-10図

エ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）内に設けられた駐車場の用に供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-11図参照）



第3-11図

オ 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が6m未満となるものにあつては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。（第3-12 図参照）

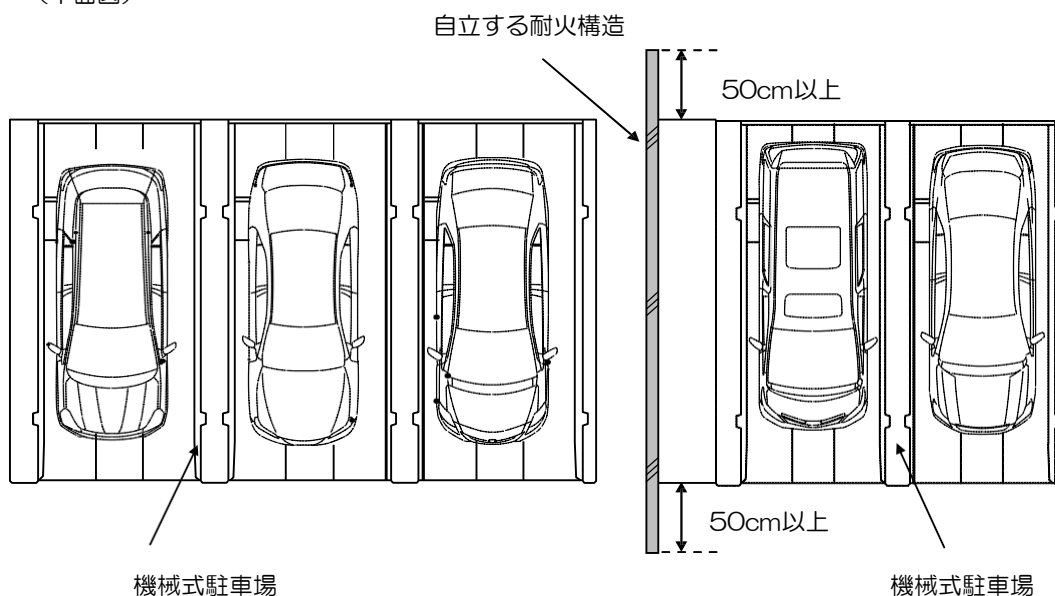


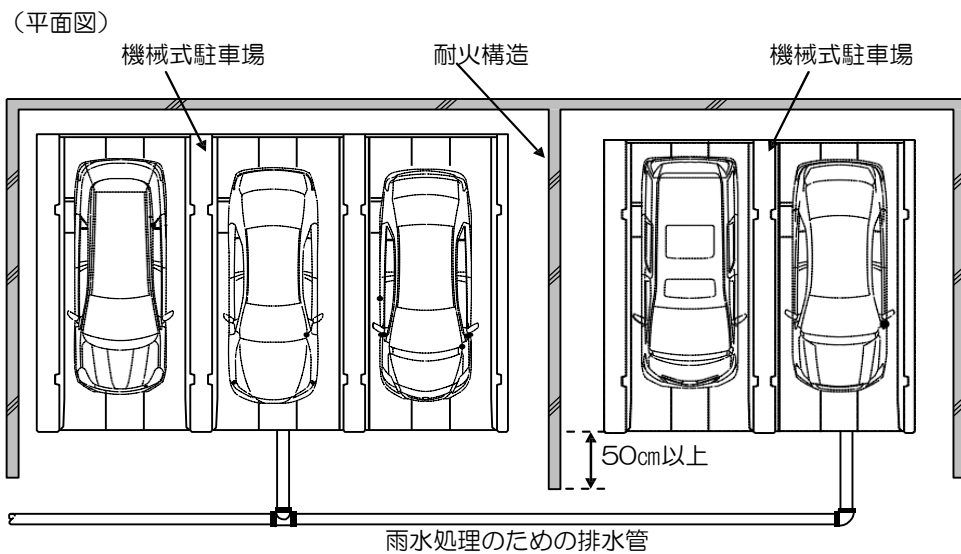
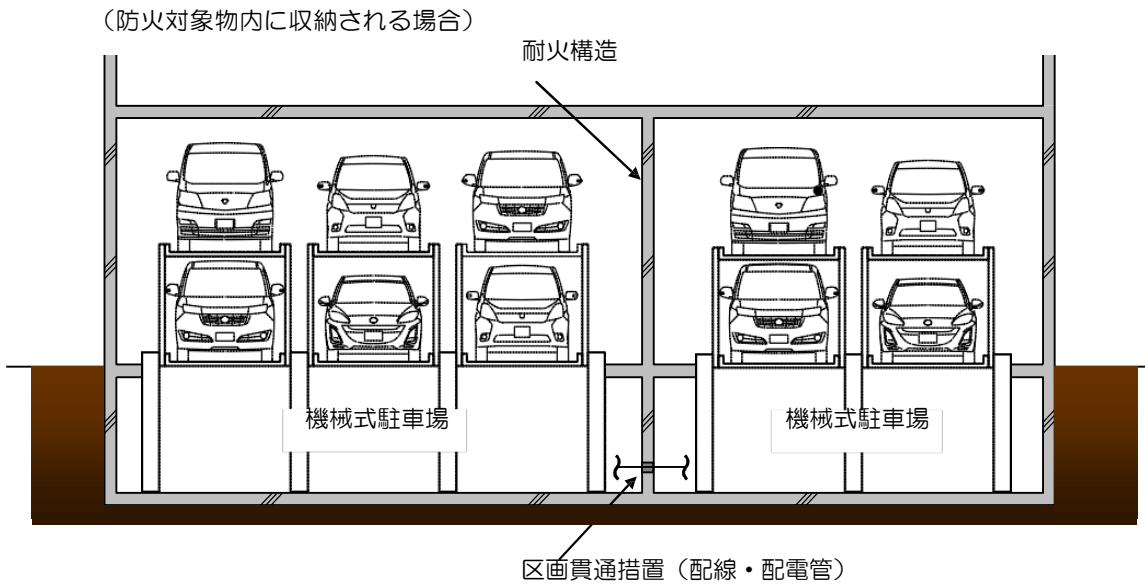
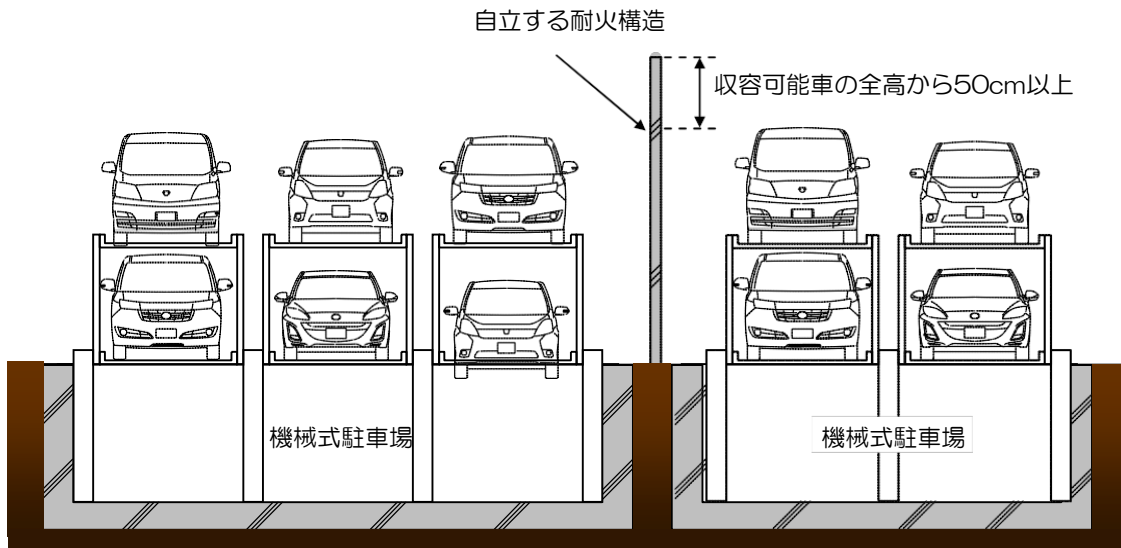
第3-12図

なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。
（第3-13 図参照）

- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車装置の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させること。
- (ウ) 配線、配電管が、防火壁を貫通する場合には、当該管と防火壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。（雨水処理のための排水管を除く。）

（平面図）





第3-13図

カ 政令第13条に規定する「駐車するすべての車両が同時に屋外へ出ることができる構造」とは、横に一直列または二列（縦列）に並んでいる車両が同時に屋外へ出ることができるものをいう。

また、車両の前面等に管理用シャッターが設けられている場合には、次のいずれかに該当するものであれば、同時に屋外へ出ることができる構造として扱うことができる。

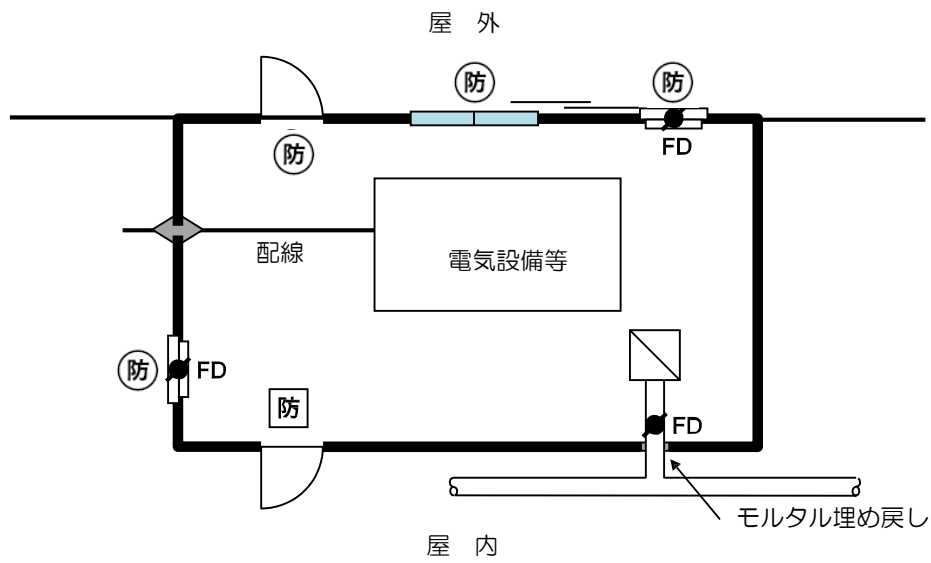
- (ア) 屋内から手で開放できるもの
- (イ) 煙感知器の作動と連動して開放できるもの（非常電源付きに限る。）
- (ウ) 屋内から開放できる電動式シャッター（非常電源付きに限る。）
- (エ) 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター（非常電源付きに限る。）

(4) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。






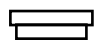

ア 不燃区画された部分の場合（第3-14図参照）

不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- (ア) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式防火戸が設けてあること。
ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火戸とすることができる。
- (イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備が設けられていること。
- (ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- (エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合には、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (オ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



凡例

	不燃材料		区画貫通措置部材
	防火設備		防火ダンパー
	常時閉鎖式防火戸		ガラリ
			制気口

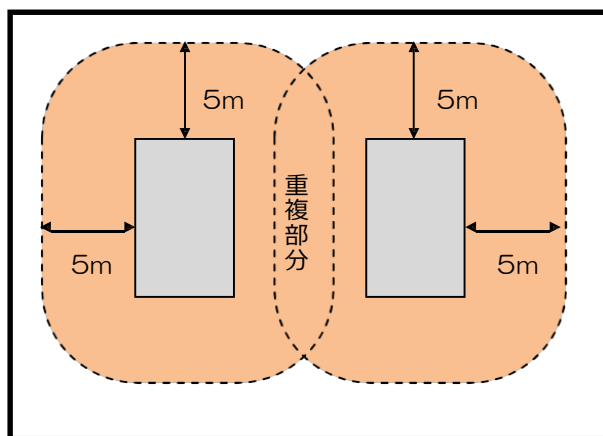
第3-14図

イ 水平投影による部分の場合（第3-15 図参照）

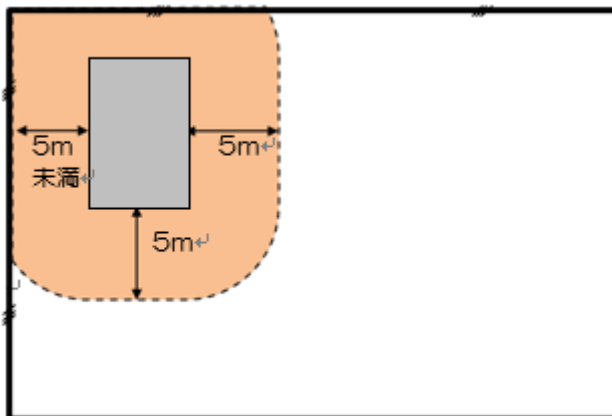
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。
- (イ) 水平投影による部分に不燃材料の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。



○重複部分がある場合



○不燃材料の壁がある場合



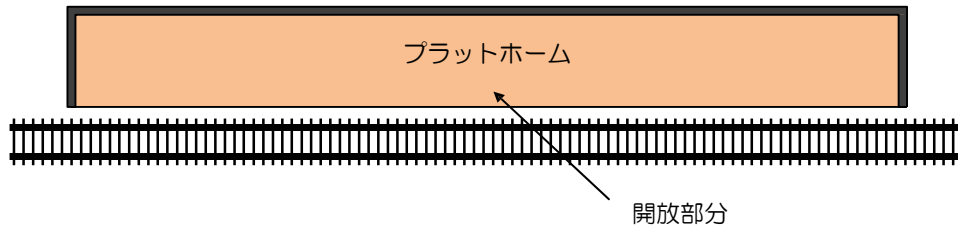
	不燃材料
	水平投影による面積
	電気設備等の据付部分

床面積の判定は、（据付部分）と （水平投影による部分）の合計（重複部分は、加算しない。）

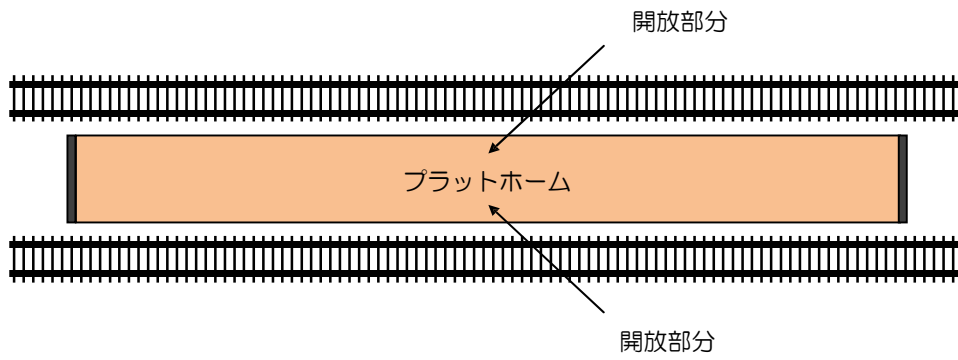
第3-15図

- (5) 駅舎で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホームは、床面積に算入しないことができるものであること。（上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）（第3-16図参照）

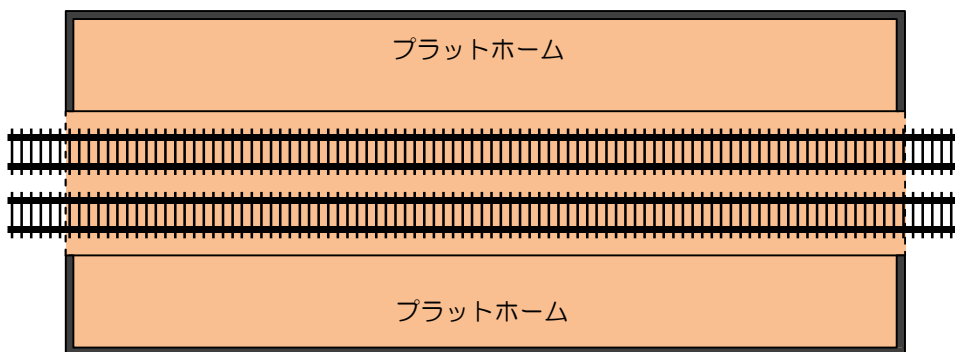
○延長方向の一面開放の例






○延長方向の二面開放の例



○（ ）書きにより床面積に算入される場合の例



凡例

	屋根が架かっている部分
	軌道部分
	非開放部分

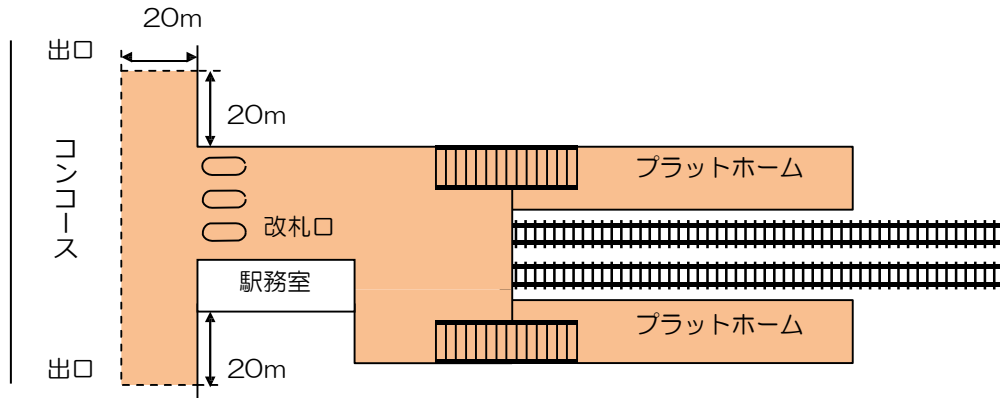
第3-16図

(6) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。(第3-17 図参照)

ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分
を算入すること。

ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備までとするものであること。



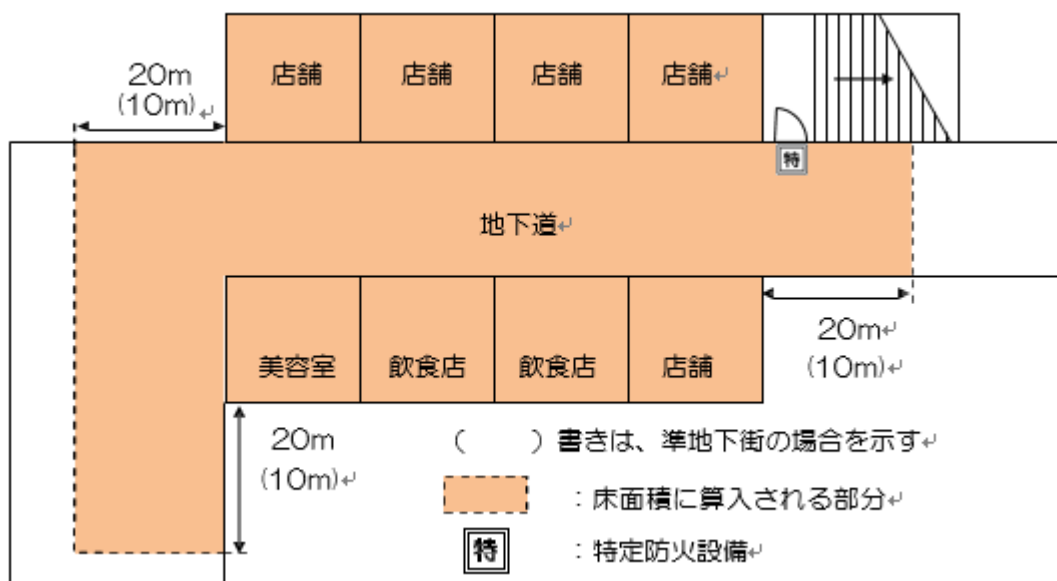
第3-17図

(7) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

(8) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離が地下街にあつては20m、準地下街にあつては10m(各数値未満の場合は当該距離)以内の部分
を床面積に算入すること。(第3-18図参照)

ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の部分までとするものであること。

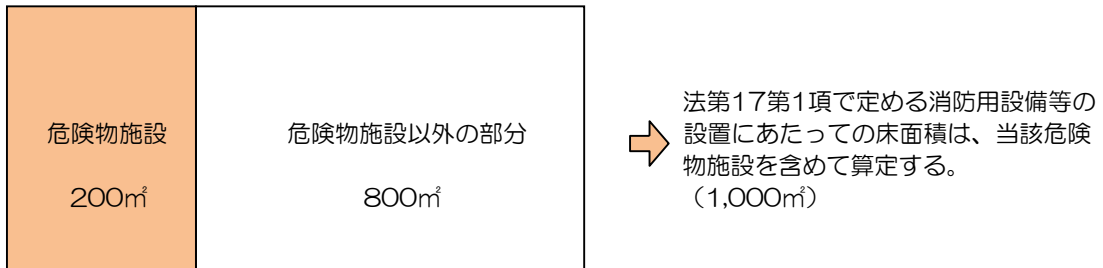


第3-18図

(9) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。（第3-19図参照）危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

(例1)

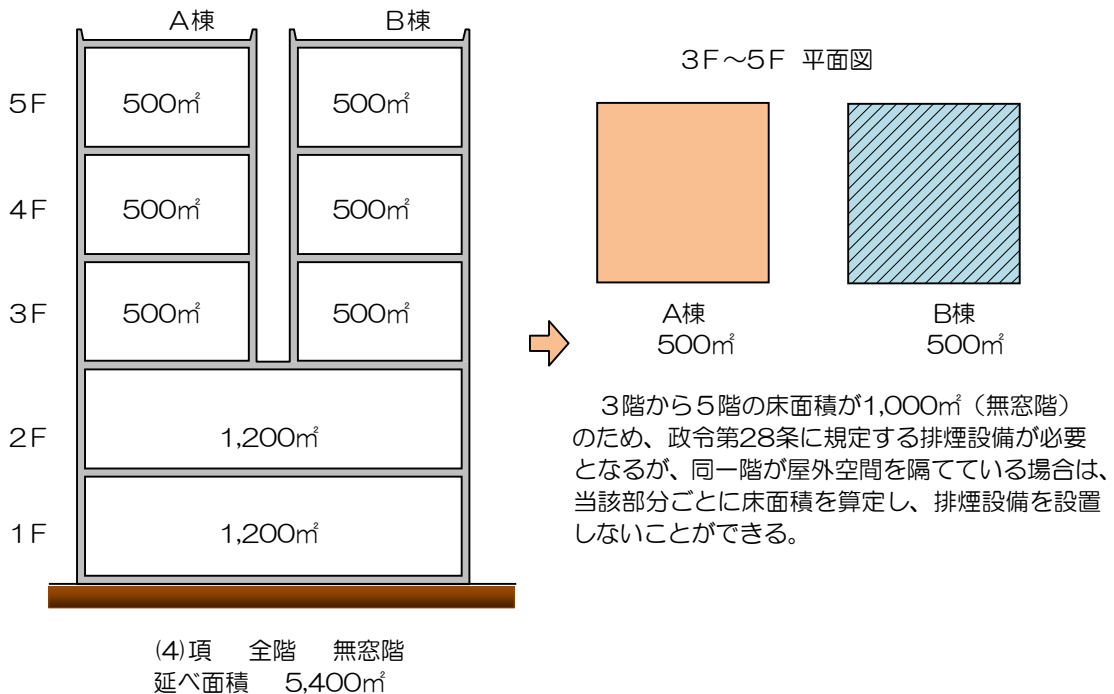
(平面図)



第3-19図

(10) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。（第3-20図参照）

(例2)



第3-20図

3 階の算定

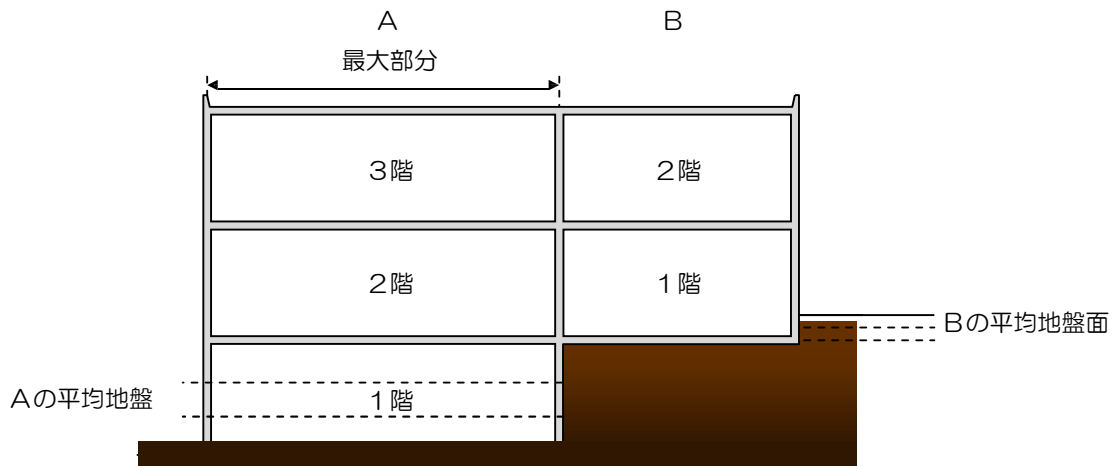
消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

- (2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-21図参照）



第3-21図

第4 無窓階の取り扱い

無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか、次により取り扱うこと。

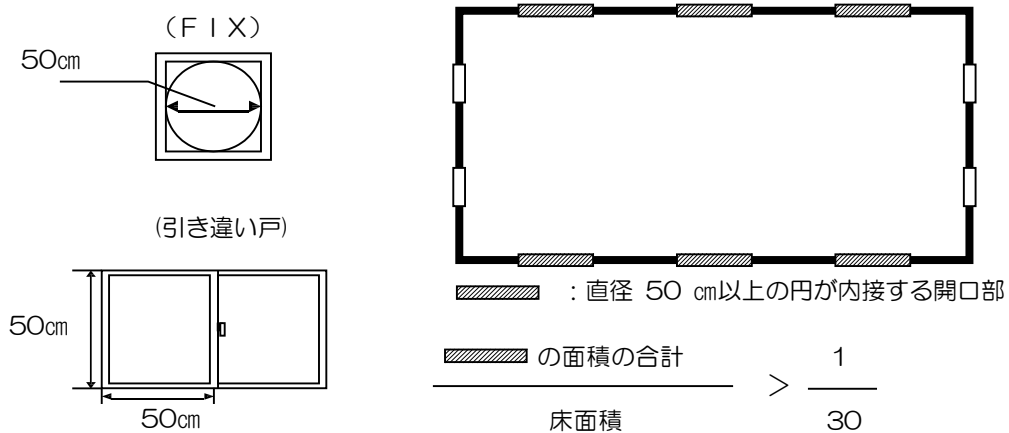
1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

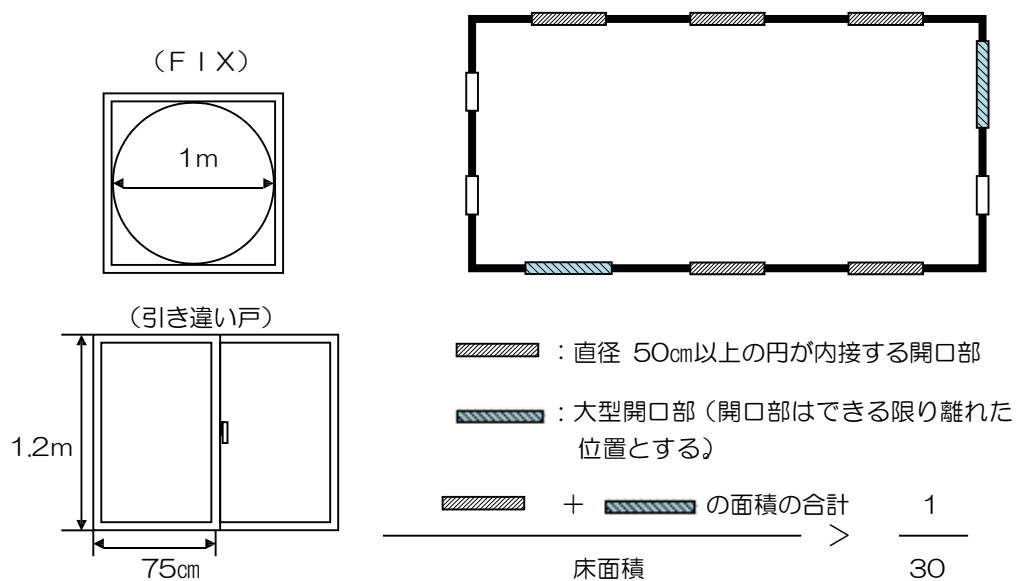
(第4-1図参照)



第4-1図

(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下この項において「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること。（第4-2図参照）

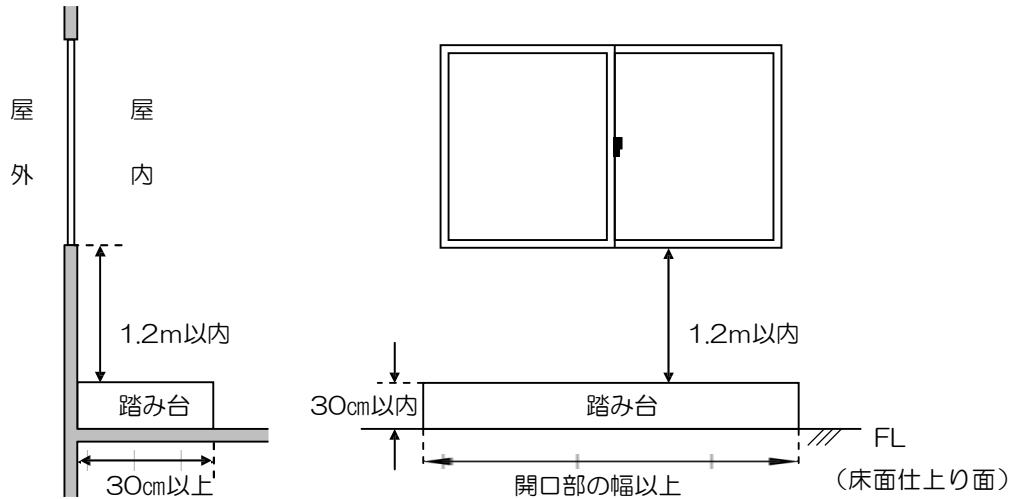


第4-2図

2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第4-3図参照）

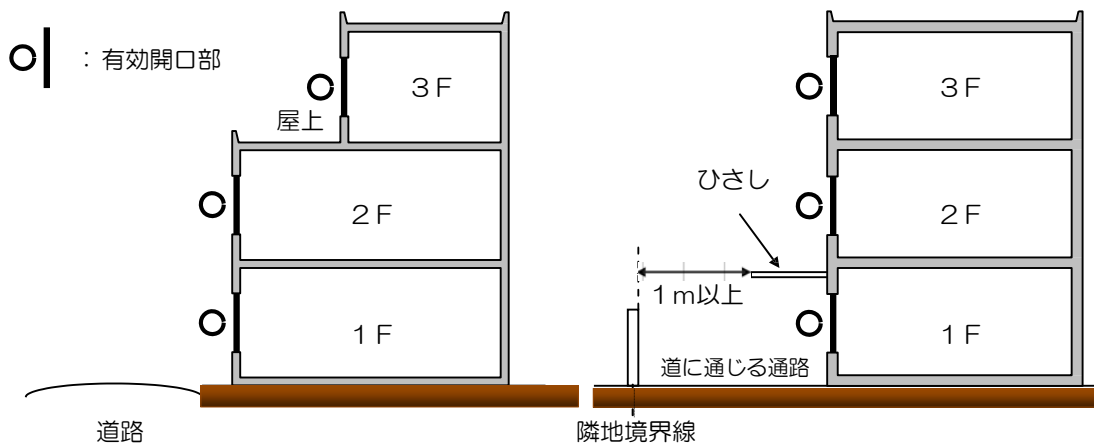
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。



第4-3図

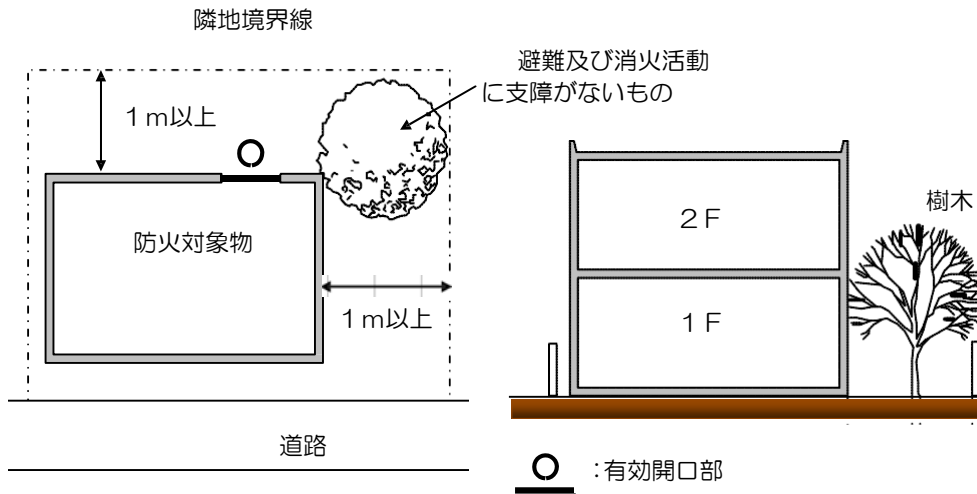
(2) 次に掲げる空地等は、省令第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。（第4-4図参照）

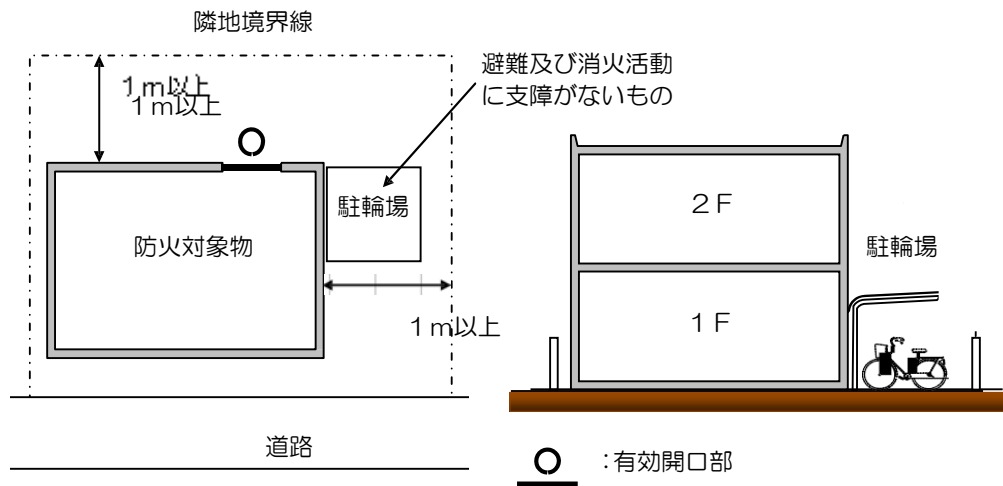


第4-4図

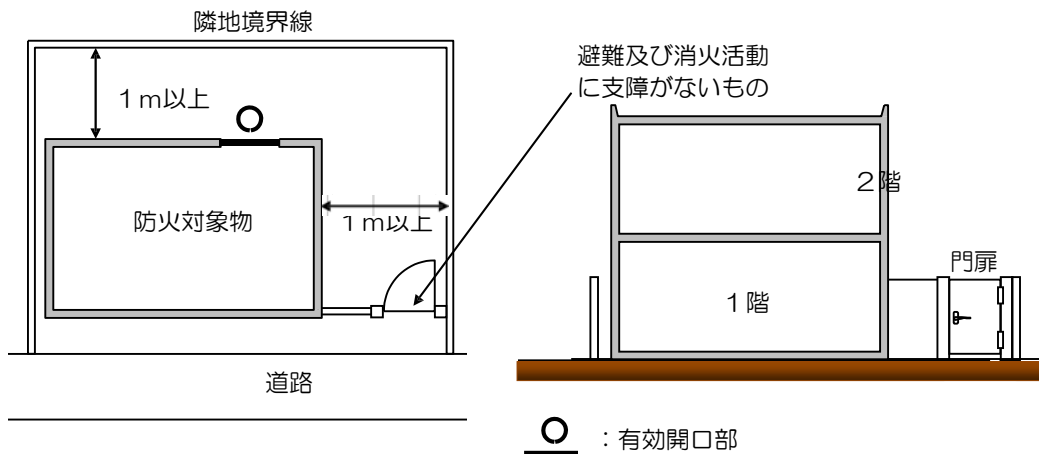
ウ 1 m以上の空地又は通路内にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。(第4-5図から第4-7図参照)



第4-5図

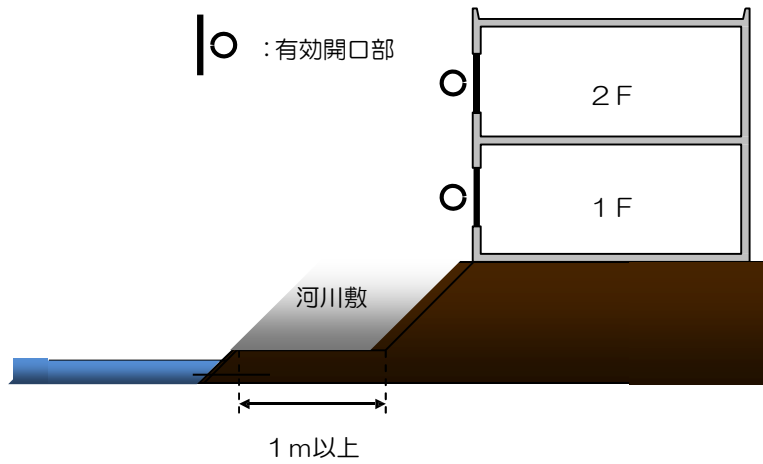


第4-6図



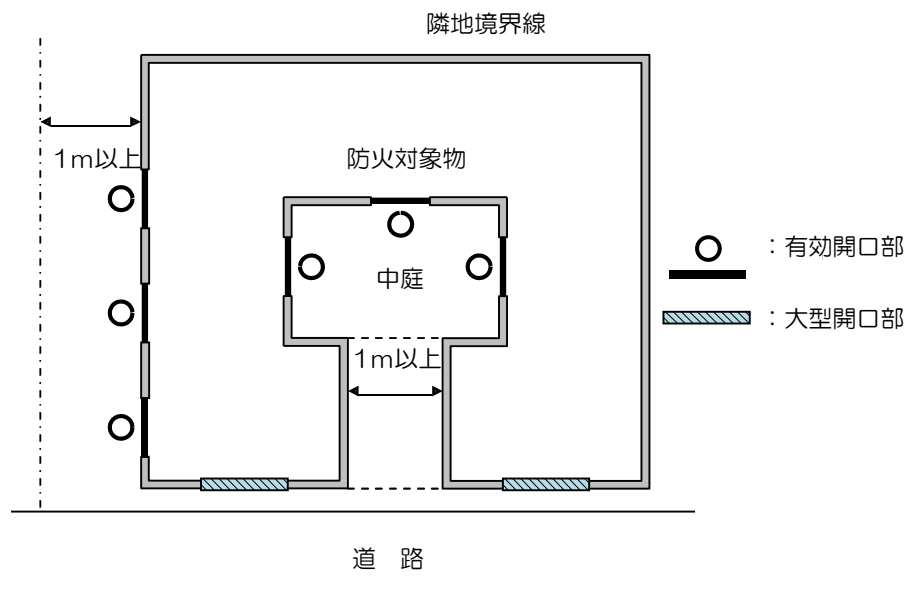
第4-7図

エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。（第4-8図参照）



第4-8図

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から道に通じる通路及び出入口の幅員が1m以上であるもの。（第4-9図参照）



第4-9図

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の5第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第4-1表に掲げるもの。なお、低放射ガラス（通称Low-Eガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えない。

また、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

第4-1

開口部の条件			無窓階判定（省令第5条の5）			
			足場有り	足場なし		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
ガラス開口部の種類						
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 （厚さが6ミリを超えるものは、 ガラスの大きさが概ね2㎡以下 かつガラスの天端の高さが、設置 されている階の床から2m以下 のものに限る。）	引き違い	○	○	○	○
		F X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△	△
		F X	×	×	×	×
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
		F X	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ 以下+PVB（ポリビニル ブチラール）30mil（膜厚 0.76mm）以下+フロート板 ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下 +PVB（ポリビニルブチ ラール）30mil（膜厚0.76 mm）以下+フロート板ガラ ス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F X	×	×	×	×
	フロート板ガラス5.0ミリ 以下+PVB（ポリビニル ブチラール）60mil（膜厚 1.52mm）以下+フロート板 ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下 +PVB（ポリビニルブチ ラール）60mil（膜厚1.52 mm）以下+フロート板ガラ ス6.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F X	×	×	×	×
	フロート板ガラス3.0ミリ 以下+PVB（ポリビニル ブチラール）60mil（膜厚 1.52mm）以下+型板ガラス 4.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6.0ミリ 以下+EVA（エチレン酢 酸ビニル共重合体）中間膜 0.4mm以下+PETフィル ム0.13mm以下+EVA中 間0.4mm以下+フロート板 ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F X	×	×	×	×

合わせガラス	フロート板ガラス6.0 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したものを含む)は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205 及びJIS R 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)(金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。)
- 8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB)同じ判定であること。
- 10 合わせガラスに用いるEVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

〔凡例〕

- ： 省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
 - △： ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(第4—2表の例によること。)を省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
 - ×
- ×： 省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

(2) シャッター付開口部

ア 手動式軽量シャッター

屋内から手動により開放することができるもので、次のいずれかに掲げるもの

- (ア) 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの
- (イ) 避難階に設けられたもの（スラット厚1mm以下に限る。（ウ）において同じ。）
- (ウ) 建築基準法施行令第121条第3項ただし書きの避難上有効なバルコニー、第126条の7第5号に規定するバルコニー又はこれと同等以上の面積（奥行き60cm以上、長さが当該シャッターの幅以上（おおむね1m以上）有するものに限る。）及び耐火性能を有し、かつ、構造耐力上安全なバルコニーに設けられたもの
- (エ) 煙感知器の作動と連動して施錠を解錠するもの（非常電源付きに限る。）
- (オ) 屋外から水圧によって解錠（開放）できる装置を備えたもの

イ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

屋内から非常電源により開放することができるもので、前ア(オ)によるほか、次のいずれかに掲げるもの

- (ア) 煙感知器の作動と連動して開放するもの（非常電源付きに限る。）
- (イ) 屋外から非常電源により開放することができるもの
- (ウ) 防災センター又は中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放することができるもの（非常電源付きに限る。）
- (エ) 停電時に開放するもの

ウ オーバースライダー

屋内から手動又は非常電源により開放することができるもので、前ア(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)並びにイに掲げるもの

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内外から容易に開放できるもの。

イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

- (ア) 普通ガラスで板厚6mm以下のもの。
- (イ) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの。
- (ウ) スチールドアで屋外から水圧によって施錠を開錠できるもの。
ただし、避難階以外は足場付きとすること。

(注) ① 非常電源は、自家用発電設備又は蓄電池によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

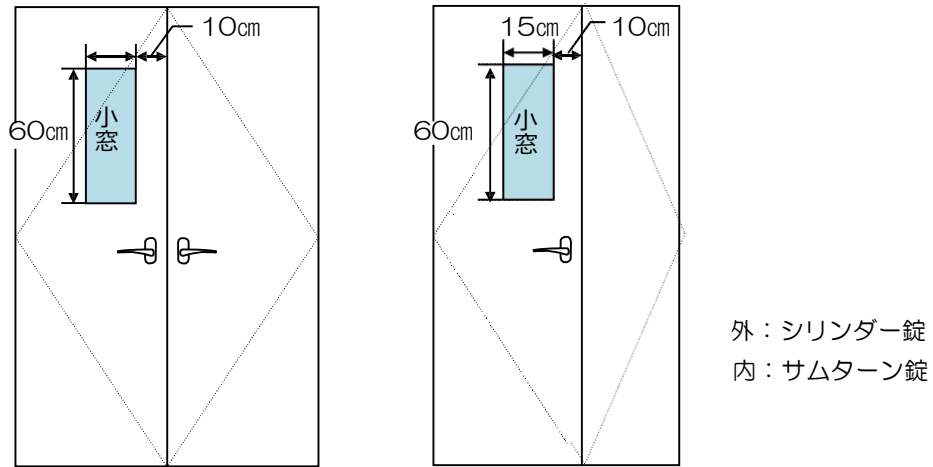
② 屋外から水圧によって、シャッター又はドアの施錠を開錠する装置及びシャッターの開放を行う装置は、消防防災用設備機器性能評定委員会（(財)日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものとする。

評定証票



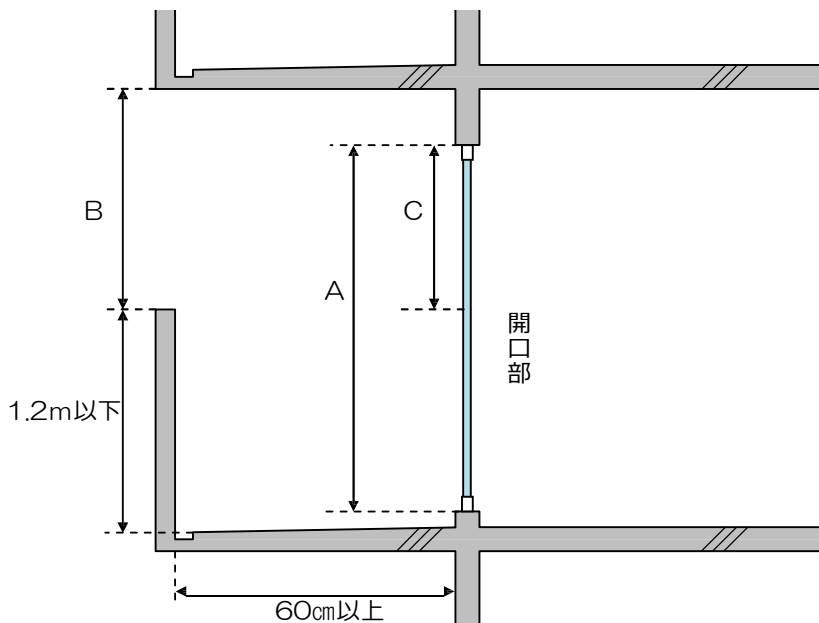
③ 避難階以外の階に、屋外から水圧によって開放できる装置を設けた場合、開放装置の送水口を1階に設けた開口部（非常電源付に限る。）若しくは、幅1m以上の足場付等で水圧によって容易に開錠し開放できる開口部とすること。

- (エ) ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの。
 (第4-10 図参照)



第4-10図

- ウ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して解錠できるもの
 (電気錠等)
- エ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより
 進入できるもの(南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。)
- (4) 二重窓等
 前(1)から(3)までの開口部が組み合わせられたもの(有効開口の算定については、開口面積の少ない
 方で行う。)ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。
- (5) 外壁面にバルコニーがある場合
 外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の寸法は、第4-11図のAの部分とする。
 ただし、Bは1m以上で、てすりの高さは1.2m以下とする。なお、バルコニーの幅員が60cm未
 満の場合は、Cを開口寸法とする。



第4-11図

(6) 常時外気に直接開放されている開口部

駐車場など、外周部の開口部が常時外気に直接開放されている場合は、その開口部を省令第5条の5の開口部とすることができる。

4 省令第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態を、常時良好な状態として取り扱うことができる。

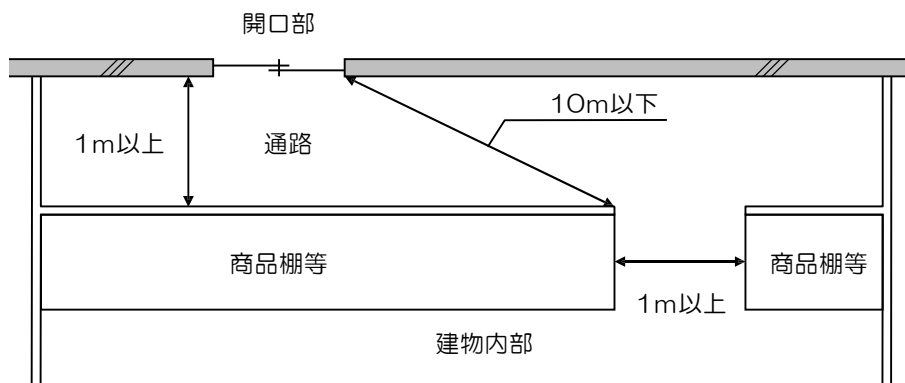
(1) 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。

(2) 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。(第4-12図参照)

ア 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障がないこと。

イ 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

ウ 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第4-12図

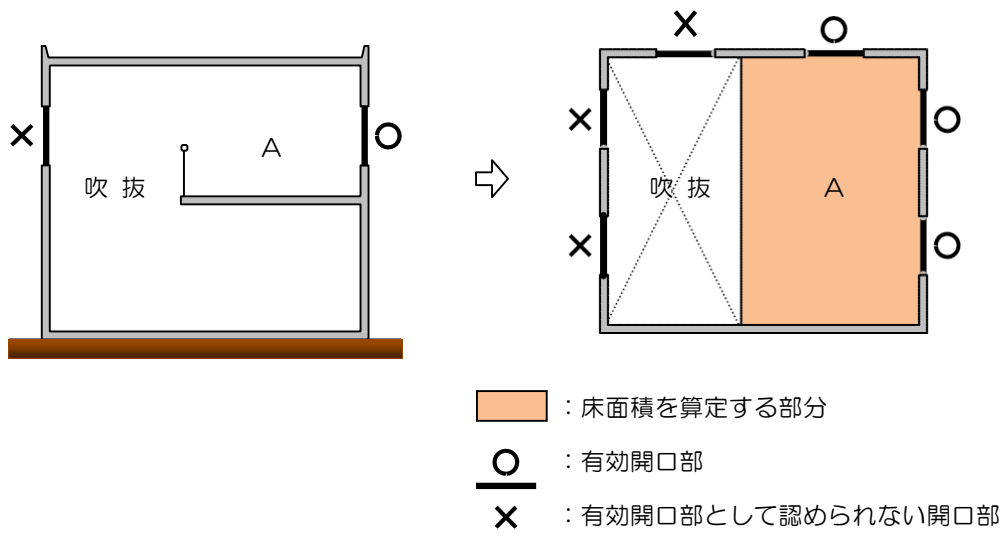
5 その他

(1) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとする。

(第4-13図参照)

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



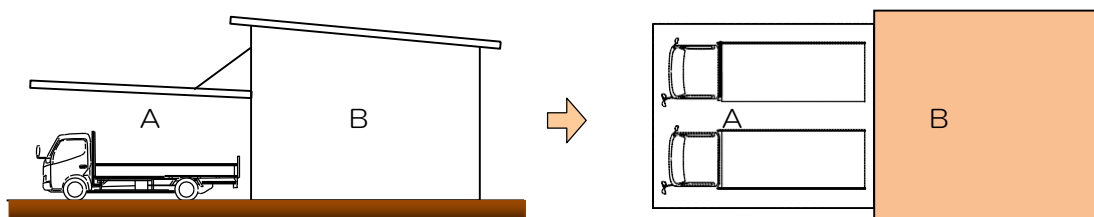
■ : 床面積を算定する部分

○ : 有効開口部

× : 有効開口部として認められない開口部

第4-13図

(2) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-14図参照)



ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

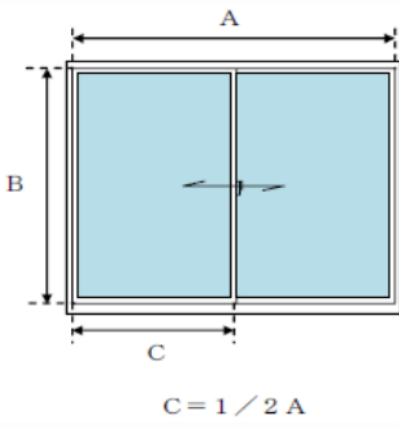
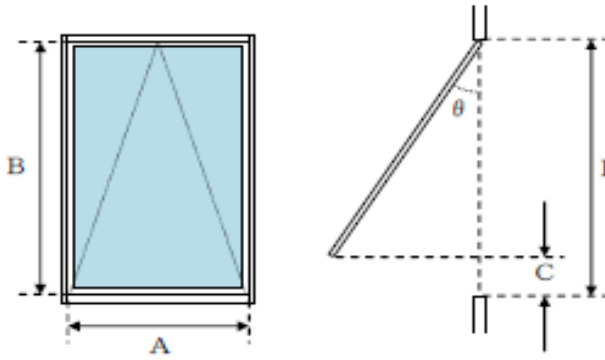
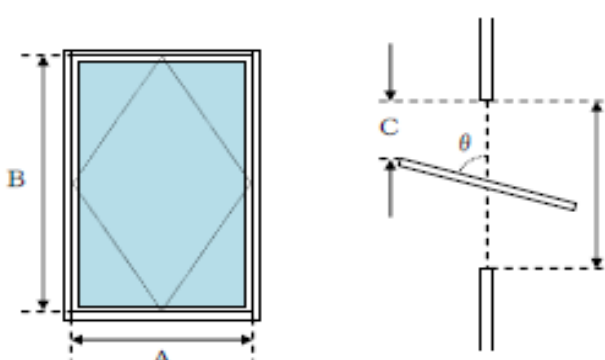
第4-14図

(3) 営業中は、省令第5条の5に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱い、政令第32条の規定を適用し、無窓階扱いとなることで必要となる消防用設備等の設置を要しないものとする。◆

ただし、政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

(4) 省令第5条の5に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分(おおむね床面積が50㎡未満)で、消火活動上支障のないものについては、政令第32条の規定を適用し、消防用設備等の設置を要しない。◆

第4-2表

名 称	例 示	有効寸法の算定
引き違い窓	 <p style="text-align: center;">$C = 1/2 A$</p>	<p>B×Cとする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 B=1.0m (0.65m) 以上 C=0.45m (0.4m) 以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
突出し窓		<p>A×Cの部分とする。</p> <p>$C = B(1 - \cos \theta)$</p> <p>(注) θ は最大開口角度 90° 以下</p>
回転窓		<p>B×Cの部分とする。</p> <p>$C = A(1 - \cos \theta)$</p> <p>(注) θ は最大開口角度 90° 以下</p>

名 称	例 示	有効寸法の算定
すべり出し窓		<p>$B \times C$の部分とする。</p> <p>$C = A' \cdot (1 - \cos \theta)$</p> <p>(注) θ は最大開口角 90° 以下</p>
上げ下げ窓	<p style="text-align: center;">$B = 1 / 2 A$</p>	<p>$B \times C$とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。</p> <p>$B = 1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C = 0.45\text{m}$ (0.4m) 以上</p> <p>(注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
折れ戸		<p>$A \times B$とする。</p>